

「プラットフォームサービスに関する研究会 トラストサービス検討ワーキンググループ」
中間取りまとめ（案）に対する意見募集で寄せられた意見

○意見募集期間：令和元年6月29日（土）～同年7月18日（木）

○意見提出数：31件

（意見提出順、敬称略）

| 受付順 | 意見提出者 | 受付順 | 意見提出者 |
|-----|------------------|-----|---|
| 1 | 株式会社帝国データバンク | 13 | 三菱電機株式会社 |
| 2 | セイコーホールディングス株式会社 | 14 | 株式会社サイバーリンクス |
| 3 | 一般財団法人日本データ通信協会 | 15 | 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 |
| 4 | アマノセキュアジャパン株式会社 | 16 | 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 R&Dデータ保存研究会 |
| 5 | 特許業務法人 第一国際特許事務所 | 17 | 一般社団法人全国銀行協会 |
| 6 | セイコーソリューションズ株式会社 | 18 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 |
| 7 | GMO グローバルサイン株式会社 | 19 | 牧野総合法律事務所 |
| 8 | 電子認証局会議 | 20 | セキュア IoT プラットフォーム協議会 |
| 9 | ドキュサイン・ジャパン株式会社 | 21 | 日本トラストテクノロジー協議会、 日本ネットワークセキュリティ協議会（連名） |
| 10 | トラストサービス推進フォーラム | 22 | 株式会社コスモス・コーポレーション、 株式会社 SmartHR、freee 株式会社（連名） |
| 11 | 株式会社 TKC | - | 個人（9件） |
| 12 | 一般社団法人日本経済団体連合会 | | |

「プラットフォームサービスに関する研究会 トラストサービス検討ワーキンググループ」中間取りまとめ（案）
 に対して提出された意見及びその意見に対する
 プラットフォームサービスに関する研究会 トラストサービス検討ワーキンググループの考え方
 （意見募集期間：令和元年6月29日（土）～同年7月18日（木））

【はじめに】

| 意 見 | 考 え 方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|--|---|------------------|
| <p>意見1 トラストサービスのあり方を検討することは、有意義なことであり、わが国の持続的発展に大きく貢献。</p> <p>○ 当社が加盟する日本一般社団法人日本経済団体連合会では、Society 5.0を『創造社会』と定義し、「デジタル革新と多様な人々の想像・想像力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会」としています。そして、社会的課題解決を通じて、国連が採択したSDGsの達成に貢献できるものとしています。</p> <p>その実現に向け、相互コミュニケーションの信頼を担保する技術的基盤は益々重要性を増しています。グローバルに通用するトラストサービスのあり方を検討することは、その意味でも極めて有意義なことであり、わが国の持続的発展に大きく貢献するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーホールディングス株式会社】</p> | 賛同のご意見として承ります。 | 無 |
| <p>意見2 ネット利用者の本人確認やデータの改ざん防止等の仕組みであるトラストサービスは必要不可欠であり、早々に法制化に取り組むべき。</p> <p>○ 今後、国内のみならず海外ともデータが行き交うようになると、データの量、質ともに重要であり、かつデータの保護に関し一歩リードしているEUのeIDASに代表される取り組みには、後塵を拝してはならないと考えます。</p> <p>よって、データの有効性を担保するための基盤として、ネット利用者の本人確認やデータの改ざん防止等の仕組みであるトラストサービスは必要不可欠であり、早々に法制化に取り組んでいただきたいと思料いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p> | 本ワーキンググループでは、第4章に掲げた個別論点と取組の方向性に基づき、トラストサービスの制度化等に向けた検討を進めてまいります。 | 無 |

| | | |
|--|--|----------|
| <p>意見3 トラストサービスについては、政府として優先的に取り組むべき案件。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ トラストサービスの重要性およびその普及については、2019年6月に発表された政府諸政策にも記され、政府として優先的に取り組む案件であることが示されました。これらは本ワーキンググループ（WG）での議論の成果であり、これまでの取り組みに対し、大きく賛同いたします。 【一般財団法人日本データ通信協会】</p> | | |
| <p>意見4 トラストサービスの利用に関して、各業界固有の課題について、きめ細かく意見を聴取していただきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ トラストサービスの利用は、業界ごとに様々であるところ、各業界固有の課題について、きめ細かく意見を聴取していただきたい。 【特許業務法人 第一国際特許事務所】</p> | | |
| <p>意見5 トラストサービスサービスの在り方を検討することは、デジタルトランスフォーメーションにおいて、我が国の継続的な発展にとって有意義。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ Society5.0の実現には、単なる情報の流通ではなく、Data Free Flow with Trustが最重要の課題であります。グローバルで通用する情報のトラストを担保するサービスの在り方を検討することは、デジタルトランスフォーメーションにおいて、我が国の継続的な発展にとって大変有意義であると考えます。 【セイコーソリューションズ株式会社】</p> | | |
| <p>意見6 トラストサービスは必要不可欠であり、一刻も早く制度化に取り組んでいただきたい。</p> | <p>本ワーキンググループでは、第4章に掲げた個別論点と取組の方向性に基づき、トラストサービスの制度化等に向けた検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 今後、国内のみならず海外とも大量のデータが行き交うようになれば、データ保護に関し一歩リードしているEUのeIDASに代表される取組には後塵を拝してはならないと考えます。データの有効性を担保するための基盤として、ネット利用者の本人確認やデータの改ざん防止等の仕組みであるトラストサービスは必要不可欠であり、一刻も早く制度化に取り組んでいただきたいと思料いたします。 【電子認証局会議】</p> | | |
| <p>意見7 ユーザ企業や個人の理解を得られるような仕組み作りを進めていただきたい。eIDAS等との相互接続性についても、前向きに検討いただきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 政府並びに各関係省庁がリーダーシップを発揮し、ユーザ企業や個人の理解を</p> | | |

| | | |
|---|------------------------------------|----------|
| <p>得られるような仕組み作りを是非進めて頂きたい。また、国際的にビジネスを展開している企業が、その利便性を享受できるようにするためにも、既に他リージョンや他国で確立されている標準化(eIDAS 等)との相互接続性についても、是非前向きに検討頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p> | | |
| <p>意見8 データの有効性を担保するため基盤としてトラストサービスが必要不可欠であることに賛同。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ トラストサービスの重要性およびその普及については、2019年6月に発表された政府諸政策にも記され、政府として優先的に取り組む案件であることが示されました。これらは本ワーキンググループ(WG)での議論の成果であり、これまでのWGの取り組みに対し、大きく評価いたします。またデータの有効性を担保するため基盤としてトラストサービスが必要不可欠であることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p> | | |
| <p>意見9 社会全体のデジタル化を推進するにあたり、トラストサービスの重要性に着目したことは大いに評価。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 社会全体のデジタル化を推進するにあたり、セキュリティとは視点の異なる「トラストサービス」の重要性に着目したことは大いに評価でききると思います。</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機株式会社】</p> | | |
| <p>意見10 トラストサービスの重要性についての議論は有意義。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 日々進化していくスマート社会において、電子データの重要性が高まり、データの信頼性が必要に迫られた最中、本ワーキンググループにおいてのトラストサービスの重要性についての議論は大きな意義を感じます。Society5.0や、DFFTの実現に向けて必須の事柄であると確信します。以降の取り組みにつきましても大きな期待を寄せています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社サイバーリンクス】</p> | | |
| <p>意見11 信頼における電子情報とは何かを法的根拠として制定され、それに基づくトラストサービスが実現されることを期待。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 各国とも、その根拠法や法体系の性質から多少の差異はありますが、①文書情報の特定と識別、②その作成に至るまでの情報及び操作のインテグリティ、③そ</p> | | |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>れらを確認したことを示す署名, ④発信, 経由地, 経由者のトラッキングなど 各々の条件によって, 電子的に運用される文書情報の信頼性を評価する規準として しています。</p> <p>このような状況の中, 日本は電子情報の取り扱いを各業務関連法に依存しており, それぞれに個別な信頼性を与えるためのしくみを持たなければならない状況 です。</p> <p>是非とも, 信頼のおける (Trustworthy) 電子情報とは何かを法的根拠として制 定され, それに基づくトラストサービスが実現されることを期待しています。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | | |
| <p>意見 12 目的に応じてユーザーがサービスレベルを選択できることが普及のた めにも必要。</p> | <p>いただいたご意見については, 参考 とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ データの品質は使用目的によって異なり, ノイズが多くてもよいので量を集め たい場合と, 量はもとめなくても質の高いデータを必要とするケースがあります。 大量のデータを高質に保存することはコスト的な負担が大きいと、データの利 用目的に応じた峻別が必要と考えますが, どの時点で判断ができるかという部分 に課題があり, 最終的には「とりあえず高い品質にしてとっておく」といった対 応になる可能性もあります。目的に応じてユーザーがサービスレベルを選択でき ることが普及のためにも必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 R&D データ保存研究会】</p> | | |
| <p>意見 13 現在ほとんどが紙と印鑑による現行の行政手続や民間の企業間取引等 のデジタル化を促進する上で, トラストサービスの役割とその重要性につい て, 示していただくことが重要。</p> | <p>いただいたご指摘を踏まえ, 「はじめ に」の記載に以下のとおり追記いたし ます。</p> <p>「また, デジタル手続法を契機とし て, 現在, 実空間において対面や紙を通 じて行っているやりとりが, 今後ま す電子的なやりとりに置き換わり, 地方・民間を含めた「社会全体のデジ タル化」が進展することが想定されて いるが, その基盤としてもトラストサ ービスが必要である。」</p> | <p>有</p> |
| <p>○ Society5.0で実現されるAIの活用は今後重要になることは論を待ちませんが, 「はじめに」においては, 現在ほとんどが紙と印鑑による現行の行政手続や民間 の企業間取引等のデジタル化を促進する上で, 電子署名, タイムスタンプ等の仕 組みを利用者に提供するトラストサービスの役割とその重要性について, 示して いただくことが, 重要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)】</p> | | |

【第1章 トラストサービスとは】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|--|--|------------------|
| <p>意見 14 健全なトラストサービス市場の環境構築のために、必要な法制度の構築が必要。</p> <p>○ 国民にとって、トラストサービスが公平公正に提供されることが重要と認識しています。一部のプラットフォーム事業者がトラストサービスを寡占することなく、健全なトラストサービス市場の環境構築のために、必要な法制度の構築が必要であると思料いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p> | <p>本ワーキンググループでは、第4章に掲げた個別論点と取組の方向性に基づき、トラストサービスの制度化等に向けた検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 15 適合性評価基準、適合性評価機関・監督機関の在り方、トラストリストの在り方を含めた総合的な法制度化について、議論が必要。</p> <p>○ 個別項目として5つの重要なアプリケーション（サービス）が議論されたことに対し賛同いたします。一方、これらの項目の横串となる⑥適合性評価（技術、運用）基準、⑦それら適合性評価機関・監督機関の在り方、さらには⑧ユーザーが安心してサービスを選択できるような仕組み（トラストリスト）の在り方、の議論がなされていません。当協会としては、議論された5項目と議論に至っていない上記3つのポイントを含めた総合的な法制度化について、WG 後半において議論されることを期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本データ通信協会】</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 16 一定の基準を満たしたトラストサービスが提供される仕組みの構築を期待。</p> <p>○ デジタルデータは、なんらかの措置を施さないと、なりすまし、改ざん、ねつ造が容易にできてしまい、そのため相手否認がされてしまうリスクがあります。情報が発信される時点においてその措置を施さないと、将来において利用者は損害を被る可能性を持っています。しかしながら、この対処策であるトラストサービスは基盤技術であり、一般的に認知度が低いとともに、何をもってトラストであるかの基準も定かではありません。これらの課題が整理され、一定の基準を満</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>たしたトラストサービスが提供される仕組みの構築を期待します。 【セイコーソリューションズ株式会社】</p> | | |
| <p>意見 17 一定の基準を満たしたトラストサービスであることが担保され利用者が容易にそれを識別できるようにするには、認定制度等の整備が不可欠。</p> <p>○ 一定基準を満たすトラストサービスの提供、さらに一部の事業者等が寡占することのない公平公正な市場環境の構築を望みます。なお、一定の基準を満たしたトラストサービスであることが担保され利用者が容易にそれを識別できるようにするには、認定制度等の整備が不可欠と考えます。例えば電子署名法では、(認定)第4条、(認定の基準)第6条、(指定調査機関による調査)第17条、(指定の基準)第20条、(主務大臣等)第40条等が定められていますが、各トラストサービスにおいて同様な枠組みの整備が求められると考えます。</p> <p>補足ですが、電子署名にも当該データが改ざんされていないことを証明する仕組みがあります。</p> <p>「作成した文書をクラウド上で署名」とありますが、トラストサービスでの電子署名にはクラウドが必須であるかのように読めます。電子署名はクラウドを使用せずとも利用可能です。</p> <p>【電子認証局会議】</p> | <p>いただいたご指摘を踏まえ、図1の①について、「作成した文書に電子的に署名」と修正いたします。</p> <p>その他のいただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>有</p> |
| <p>意見 18 p11 に記載されている四つの観点を含めた総合的な法制度化が必要。</p> <p>○ 個別項目として5つの重要なアプリケーション（サービス）が議論されたことについては評価いたします。当フォーラムとしては、p11 に記載されている4つの観点を含めた総合的な法制度化が必要であると考えており、今後のWGにおいてはこれらについて議論・検討いただくことを期待します。</p> <p>【トラストサービス推進フォーラム】</p> | <p>技術的な基準とその評価、法律による規制、トラストサービス提供事業者に対する評価・検証体制の確保、トラストアンカーの開示の在り方といった四つの観点到配慮しつつ、トラストサービスの制度化等に向けた検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 19 「分野間データ連携基盤」、「分野毎データ基盤（SIP4D等）」、「データ取引市場」などのデータ流通にかかわる基盤についても、例示に掲げるべき。</p> <p>○ 政府が Society5.0 の実現に向けて取り組む「分野間データ連携基盤」や「分野毎データ基盤（SIP4D等）」、民間が主体となって取り組む「データ取引市場」などのデータ流通にかかわる基盤についても、例示に掲げるべきである。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、これまでのトラストサービス検討ワーキンググループでの議論を踏まえ「情報銀行」を例示していますが、ご指摘の「分野間データ連携基盤」等についても、トラストサービスが活用さ</p> | <p>無</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | れうるケースと考えられます。 | |
| 意見 20 トラストサービスが定義されていない。 | 1 ページに、トラストサービスとは、データの有効性を担保するための基盤としての、ネット利用者の本人確認やデータの改ざん防止等の仕組みである旨を示しております。 | 無 |
| <p>トラストサービスが定義されていないように思われます。</p> <p>また、トラストサービスとして準備されるものが、電子署名、タイムスタンプ、シールとウェブサーバの認証ということは理解しますが、それらが、なぜ必要であるのかをご説明頂けることを望みます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | | |
| 意見 21 データの真正性は確保することはできず、真正（真実）であることが説明できるとすべき。正当性という用語の使用は避けるべき。 | データの真正を確認できる仕組みの導入は、データの真正性の確保につながるの考え方から、このような記載としております。 | 無 |
| <p>（第2段落について）</p> <p>○ 「データの真正性を確保した上で」とありますが、データの真正性は確保することはできず、真正（真実）であることが説明できるとすべきであると考えます。また、「ヒトだけではなく、組織やモノの正当性」とありますが、正当性とは一般的に行為が正しいことの度合いを意味すると解釈されます。ここでは、正当性という用語の使用は避けるべきであると考えます。組織であれば、該当の情報を取り扱う権利や権限があるか否か、モノであれば、モノの生産過程や利用過程に誤謬があるか否かなどを確認または指し示す仕組みの構築が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | <p>また、「正当性」という記載については、行為の正しさではなく、それらが実際にデータを発信している主体か否かという文脈で使用しています。</p> | |
| 意見 22 信頼における情報の流通を実現するためには、該当の情報が正当な行為によって作られたことが確認できる仕組み、可用性なども検討事項に加えるべきではないか。 | いただいたご意見については、参考とさせていただきます。 | 無 |
| <p>（最終段落について）</p> <p>○ 信頼における情報の流通を実現するためには、①～⑤以外にも必要となる課題があると考えます。</p> <p>例えば、電子署名だけでは人が正当な行為を実行したか否かを確認できる仕組みとはなりません。法的には本人の意志表示がなされたと推測されると解釈されると考えます。</p> <p>実施した行為の記録（データ）に本人が確かに記載したと意志表示する署名、または、組織的行為の場合には、該当の記録（データ）が確かに信頼における情報で</p> | | |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>あることを認めると意志表示したことを示す署名など、実際の流路（決裁路）に即した記録（文書）の扱いと連動させなければ、署名データが作られただけで、該当の情報が正当な行為によって作られたとは言えません。</p> <p>列記された以外の解決済課題も含めてご提示頂き、検討内容の理解が促進されることを期待しています。</p> <p>①～⑤の課題に可用性も検討に加えることにより、使えるトラストサービスを考える必要があると思われます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | | |
| <p>意見 23 我が国の行政手続や民間の企業間取引等のデジタル化においては、五つの類型以外にも様々なトラストサービスも想定されるのではないか。</p> | <p>本ワーキンググループでは、第4章に掲げた個別論点と取組の方向性に基づき、トラストサービスの制度化等に向けた検討を進めてまいりますが、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 行政手続のデジタル化のための電子データの信頼性の確保の必要性は言うまでもありません。今後は、トラストサービスを必要とする具体的な行政手続を、担当する各府省の名称と併せて例示していただけると、説得性が増すと考えます。</p> <p>トラストサービスとして、5つの類型が選ばれましたが、これらは、欧州のeIDAS規則を参考にしたものと思われる。しかしながら、我が国の行政手続や民間の企業間取引等のデジタル化においては、ほかにも様々なトラストサービスも想定されるのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、本ワーキンググループにおいても検討対象となった「電子契約」についても、我が国のトラストサービスの利用例として位置付け、既に普及し始めている現状を踏まえつつ、その課題をまとめてはいかがでしょうか。</p> <p>また、なりすましメール対策としてのS/MIMEについても、トラストサービスの利用として位置付けることが可能であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)】</p> | | |
| <p>意見 24 トラストサービスについては政府主導で環境整備を進めていくべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ トラストサービスの受益者について</p> <p>トラストサービスによるデジタル化については、利用者よりも依拠当事者 (Relying Party)、即ちデジタル文書やデータの受領者／検証者への恩恵が大きい。例えば、電子インボイスでは自動で検証／処理可能な形式で電子インボイスを受け取ることによって、受領側企業の管理コストや税務調査における工数が大きく削減されることが見込まれる。実際に欧州でも適格トラストサービスは主と</p> | | |

| | | |
|---|------------------------------------|----------|
| <p>して CtoG や BtoG、或いは金融、通信等の規制産業における BtoB、BtoC で利用されており、トラストサービス利用による一番の受益者は利用者ではなく行政機関や規制当局、金融機関等である。これらの分野でトラストサービスが採用されることで、そのほかの市場にもトラストサービスの適用が広がり、安全なデジタル社会の実現に繋がると考えられる。したがって、トラストサービスについては政府主導で環境整備を進めていくべきである。</p> <p>【日本トラストテクノロジー協議会/日本ネットワークセキュリティ協議会】</p> | | |
| <p>意見 25 トラストサービスについては政府主導で環境整備を進めていくべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 政府主導による環境整備の追加</p> <p>トラストサービスによるデジタル化に伴うは、利用者よりも Relying Party が大きい。電子インボイスではデジタルデータで受け取ることによって自動で検証や処理可能となり、受領側企業の管理コストや税務調査等に工数削減が見込まれる。欧州では、適格トラストサービスは CtoG や BtoG での利用事例が多く、一番の受益者は行政機関や規制当局等である。これらの分野でトラストサービスが採用されることで、他分野にもトラストサービスの適用が広がり、安全なデジタル社会の実現に繋がると考えられるため、トラストサービスは政府主導で環境整備を進めていくことが必要である。</p> <p>【株式会社コスモス・コーポレーション/株式会社 SmartHR/freee 株式会社】</p> | | |

【第2章 諸外国におけるトラストサービスの動向】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|--|--|------------------|
| <p>意見 26 国際的な相互運用を見据えた制度設計の推進に期待。</p> <p>○ 企業活動は高度にグローバル化し、ものづくり、サービス、物流、金融など、あらゆる分野で国境を超えたデータ流通や電子的取引が行われています。国際的な相互運用を見据えた制度設計の推進に期待いたします。</p> <p>【セイコーホールディングス株式会社】</p> | <p>本ワーキンググループでは、国際的な相互運用性の観点も鑑みつつ、検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|---|---|----------|
| <p>意見 27 EU の eIDAS のようなトラストサービスの構築を期待。</p> <p>○ 今後、国内のみならず海外ともデータが行き交うようになれば、データを扱う国民や企業等が、国外での訴訟等において、真正性や完全性を主張しなければならない場面が増加するものと想定されます。その際に、法制度や技術面を含めて、EU の eIDAS のようなトラストサービスの構築が完了していないと、国民や企業に負荷や敗訴などを余儀なくされます。早期に果たされることが期待されていますし各国の後塵を拝してはならないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p> | <p>本ワーキンググループでは、諸外国におけるトラストサービスの動向を踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 28 国際的に通用する制度の構築を進めていただきたい。</p> <p>○ 企業活動がグローバル化する現代、新たな制度や枠組が社会に根付くか否かは、国際的な通用性が重要と思料します。是非、国際的に通用する制度の構築を進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【特許業務法人 第一国際特許事務所】</p> | <p>本ワーキンググループでは、諸外国におけるトラストサービスの動向を踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 29 我が国においても国際的な相互運用を見据えた制度設計が必要。</p> <p>○ EU では域内 DigitalSingleMarket を推進するにあたり EU-Regulation として eIDAS が制定・施行され、トラストサービスが法制度に基づいて提供されています。DigitalSingleMarket 構想は、EU/EEA に限らず、Global への展開は必然であると考えます。我が国においても国際的な相互運用を見据えた制度設計が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーソリューションズ株式会社】</p> | <p>本ワーキンググループでは、諸外国におけるトラストサービスの動向を踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 30 EU の eIDAS のようなトラストサービスの構築を期待。</p> <p>○ 今後、国内のみならず海外ともデータが行き交うようになれば、データを扱う国民や企業等が、国外での訴訟等において、真正性や完全性を主張しなければならない場面が増加するものと想定されます。その際に、制度面や技術面を含めて、EU の eIDAS のようなトラストサービスの構築が完了していないと、国民や企業に負荷や不利益などを余儀なくされるおそれがあります。トラストサービスの構</p> | <p>本ワーキンググループでは、諸外国におけるトラストサービスの動向を踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|--|---|----------|
| <p>築を早期に果たされることが期待されています。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p> | | |
| <p>意見 31 第三者のクラウドサービス事業者が提供する X.509 PKI を利用しない電子署名方式についても検討いただきたい。</p> <p>○ 日本の電子署名法に準じた製品は、関係者に一定水準の電子証明書の使用を要求する点と、企業間取引における権限委任（電子署名は個人に紐づき、その個人が名義人以外の場合の合意に対する正当性を担保する手段）の複雑性等から、利用される企業ユーザに負担がかかり、導入が難しいといった声を伺います。第三者のクラウドサービス事業者が提供する、X.509 PKI を利用しない電子署名方式（電子サイン）については、eIDAS で Simple signature の定義がありますし、是非同等な仕組みも検討頂きたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 32 日本の文化、風土に合わせた法整備が必須。</p> <p>○ EU や米国との相互認証の実現により生まれる恩恵は大きなものとなりますが、他国主導のルールを押し付けられますと、日本の文化、風土に合わせた制度作りができなくなってしまいます。適切に主張を行う為にも、早急な法整備が重要だと考えます。G20 で掲げられた自由貿易、DFFT を実現するためには、まず自国の法整備が必須と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社サイバーリンクス】</p> | <p>本ワーキンググループでは、第4章に掲げた個別論点と取組の方向性に基づき、トラストサービスの制度化等に向けた検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 33 EU/eIDAS 規則のみに偏った分析は、日本のトラストサービスをガラパゴス化してしまうおそれがある。第3段落の「例えば」は、何の例示か読み取れない。</p> <p>○ EU/eIDAS 規則のトラストサービスを参照されていますが、米国などの他国における同様のサービスの運用や検討についての言及がありません。EU/eIDAS 規則のみに偏った分析は、日本のトラストサービスをガラパゴス化してしまう恐れがあるのではないかと危惧されます。</p> <p>（第3段落について） 「例えば」とありますが、直前の段落は法的枠組みであり、何の例示か読み取れません。</p> | <p>本ワーキンググループでは、諸外国におけるトラストサービスの動向を踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、第3段落のご指摘の箇所については、「EUにおけるトラストサービスの利用拡大の例として、エストニアでは・・・」と修正いたします。</p> | <p>有</p> |

| | | |
|--|---|----------|
| <p>記載された事例については、トラストサービス実現後のモデルとして評価できるよう、我が国の状況とこれら事例の国の状況との比較等を実施され、ご提示頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | | |
| <p>意見 34 技術標準あるいは標準化に関する各国・地域の考え方を分析するとともに、我が国の現行制度との比較・検討を行うべき。</p> | <p>本ワーキンググループでは、諸外国におけるトラストサービスの動向を踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ EUのトラストサービスに関する記述については、eIDAS規則のみならず、欧州標準化機関(ETSI、CEN及びCENELEC)の標準化活動に関する事項が、不可欠です。トラストサービスに関する技術標準は、ほぼ上記欧州標準化機関が作成しています。</p> <p>それに対して、我が国の電子署名法における特定認証業務及び認定認証業務については、政府が定める施行規則等によって規定されています。対応する技術標準は、ほとんど存在しません。</p> <p>このため、諸外国におけるトラストサービスの動向を記載する場合は、技術標準あるいは標準化に関する各国・地域の考え方を分析するとともに、我が国の現行制度との比較・検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】</p> | | |

【第3章 我が国におけるデジタル化に関する政策の概要】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|------------------------------------|------------------|
| <p>意見 35 トラストサービスの法制化によって、民間を含めた社会全体のデジタル化を実施していくには、おそらく罰則を含む強制力や時限設定が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 特に、民間も含めた社会全体のデジタル化を推進するためには、「民間における文書の電子保存の状況等を含めた法律の施行状況を検証」も必要ですが、当該法律は、トラストサービスの法制化によって、民間を含めた社会全体のデジタル化を実施していくには、おそらく罰則を含む強制力や時限設定が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社帝国データバンク】</p> | | |

| | | |
|--|------------------------------------|----------|
| <p>意見 36 中小企業であっても、タイムスタンプと同様、低廉に電子署名が行えるような制度整備の検討を進めていただきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 電子署名等の進展が進まない背景には、大企業よりも、中小企業における電子化が伸展しないことがあるものと思料します。今後は、中小企業であっても、タイムスタンプと同様、低廉に電子署名が行えるような制度整備の検討を進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【特許業務法人 第一国際特許事務所】</p> | | |
| <p>意見 37 「紙からデジタルへ」が十分には実現できていないのは、流通するデータの信頼性を簡便に担保する仕組みが整理されていないことが、最大の要因。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 我が国においてデジタル化は、電子署名法、e文書法、マイナンバーカード、デジタル手続き法と様々な政策が進められてきましたが、「紙からデジタルへ」はまだ十分には実現できておらず、デジタルで生成されても面前・書面により信頼性を担保する煩雑な業務から解放されていません。</p> <p>これは、流通するデータの信頼性を簡便に担保する仕組みが整理されていないことが、最大の要因であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーソリューションズ株式会社】</p> | | |
| <p>意見 38 トラストサービスの法制化によって、民間を含めた社会全体のデジタル化を推進するには、デジタルを必須とする強制力や時限設定が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 社会全体のデジタル化を推進するための制度化が足りていないのではないかと考えます。「民間における文書の電子保存の状況等を含めた法律の施行状況を検証」も必要ですが、当該法律は、トラストサービスの法制化によって、民間を含めた社会全体のデジタル化を推進するには、デジタルを必須とする強制力や時限設定が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p> | | |
| <p>意見 39 文書を共用、共有するためにトラストサービスを使用する観点での措置が講じられることを期待。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 電子証明書を中心に説明されていますが、日本におけるデジタルファースト法やG20「デジタル経済に関する首脳特別イベント」における「大阪トラック」の立ち上げなど、日本のデータ流通においてトラストサービスが重要であることを広く記載しても良いと考えます。</p> | | |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>(第5段落について)</p> <p>法律で定められた書面を印刷・捺印したのちに、文書を保存する目的で電子化することと、社会全体で電子文書を流通させる目的で電子化することは異なる次元にあります。保存するためにクラウドサービスを使用するのではなく、文書を共有、共有するためにクラウドサービスを使用する観点での措置が講じられることを期待しています。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | | |
| <p>意見 40 製薬業界の研究施設などで得られた電子データの保存期間は約 30 年と長く、データの保存にあたっては Data Integrity の確保が必須。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 製薬業界の研究施設などで得られた電子データの保存期間は約 30 年と長く、データの保存にあたっては Data Integrity の確保が必須とされており、まさにこの課題に直面しております。業界でも努力を行っていますが、クラウドサービスの普及を求めています。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 R&D データ保存研究会】</p> | | |
| <p>意見 41 電子署名法に基づく認定認証業務の普及が十分に進まない理由を分析する必要があります。また、図 4 の「30 万枚程度を推移」の表現を本文と合わせていただきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘の箇所については、「35 万枚程度を推移」と修正いたします。</p> | <p>有</p> |
| <p>○ 電子署名法に基づく認定認証業務の普及が十分に進まない理由を分析する必要がありますと考えます。具体的には、第 4 章以降の個別課題の前に、同法に基づく認定条件として、適合しなければならない技術標準を政府が定める施行規則等で定めていることの妥当性を検討すべきです。</p> <p>また、電子署名法に基づく指定調査機関等に関する調査手数料（法第 36 条第 2 項）や業務の休廃止（法第 28 条）についても、この機会に再検討して頂ければと考えます。</p> <p>なお、図 4 では「30 万枚程度を推移」となっているため、表現をいずれかに合わせてはどうでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)】</p> | | |
| <p>意見 42 政府全体としてクラウドサービスの普及に取り組むことが強く望まれる。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 既存の法律の施行状況の検証は重要であることは言うまでもありませんが、そ</p> | | |

| | | |
|--|------------------------------------|----------|
| <p>れらに加えて、各府省、独立行政法人及びそれらに準ずる機関が、デジタル化を進める上で自ら率先してトラストサービスの活用を図ることが求められていると考えます。勿論、各行政手続等において、リスクアセスメントを行った上で、適切なトラストサービスを選択することが不可欠です。</p> <p>政府全体としてトラストサービスの普及に取り組むことが強く望まれると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】</p> | | |
| <p>意見 43 我が国のデジタル化が、各種立法行為を経たにもかかわらず進展していない点については、原因及び課題の究明が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ (案)の「一方で」以下に示されている通り、我が国のデジタル化が、各種立法行為を経たにもかかわらず進展していない点については、原因及び課題の究明が必要と考えます。</p> <p>特に電子署名法は十分に活用されておらず、その原因究明がなされておらず、大きな進展も期待できない状況にあります。</p> <p>仮に、こうした制度、法律の立法において、立法当時において実際の要望があり、利用者が電子署名制度を望んでいたのであれば、しかるべき進展、展開がなされたはずですが。しかし、現実には、国家のIT立国の政策として、このような制度を導入したものであり、必ずしも実需があったとは言えません。しかし、この方向に国民をリードし、IT立国に進むようにすることは、競争政策上も望ましいことであり、実効性あるものとすべきであったわけですが、現状からみれば、国民の意識や電子契約の需要から見ればそうした要求は高まっているにもかかわらず、結局法律の定めた制度、及びその制度整備が実需に応じておらず、使いにくく、実情に合わなかったことから、利用は促進されていないというにほかありません。その点の原因究明を、科学的に、徹底して行うことが必要と思われ、電子署名制度を三省共管で実施した経緯からみれば、三省において解明すべき問題であると考えます。</p> <p>(案)において指摘された停滞しているという現状事実は、課題ではなく、現実そのものであって、その事実、現実が示している課題は、現在の電子署名法をはじめとする制度が、国民、企業が使える制度となっていないことであって、まさに、いかに使える制度にするかということが真の課題であると考えます。そのための議論が必須であると考えます。</p> | | |

【第4章 個別論点と取組の方向性】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|------------------|
| <p>意見 44 「可用性」「使いやすいインターフェースやプライバシー・バイ・デザイン」「過度なコスト負担や不便がないこと」「国際的な相互運用性」に関する発展的な議論に期待。</p> <p>○ ここで整理された事項は大変重要と考えます。中でも、利用者の立場としては「可用性」「使いやすいインターフェースやプライバシー・バイ・デザイン」「過度なコスト負担や不便がないこと」「国際的な相互運用性」に関する発展的な議論に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーホールディングス株式会社】</p> | <p>本ワーキンググループでは、可用性、使いやすいインターフェースやプライバシー・バイ・デザイン、過度なコスト負担や不便がないこと、国際的な相互運用性等に配慮しつつ、検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 45 電子証明書を一意に特定できるための識別子として、国税庁の発番する法人番号や TDB 企業コード等を援用することも考慮いただきたい。</p> <p>○ トラストサービスを実現するために必要となる電子証明書（電子署名、タイムスタンプ、e シール、ウェブサイト認証の全てに関係します）には、データを作成した起源（法人や個人事業主など）を一意に特定できるための識別子※が必要と考えます。</p> <p>法人であれば、国税庁の発番する法人番号が利用できます。一方で、個人事業主などにはマイナンバーがあるものの制度上利用はできないため、民間で利用できる TDB 企業コード等を援用することも考慮いただきたいです。</p> <p>※識別子には、法人番号と同様に国際的な規格である以下を満たすことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UN/EDIFACT 3055 ・ ISO/IEC 6523-2 ・ ISO/IEC 15459-2 <p><参考：国税庁法人番号公表サイト> https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumeii/</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|--|--|----------|
| <p><参考：帝国データバンク「TDB 企業コードとは」> https://www.tdb.co.jp/lineup/code.html 【株式会社帝国データバンク】</p> | | |
| <p>意見 46 検討に当たって、11 ページに整理されている六つの配慮すべき事項は重要。</p> | <p>本ワーキンググループでは、11 ページに整理されている六つの事項に配慮しつつ、検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 今後のWGでの継続検討にあたり、トラストサービス個別での検討も重要でありますが、情報そのものの信頼性を担保するには、これまでのアナログ社会とは全く異なる性質のデジタルによる社会であることを認識したうえで進めることが重要です。ここで整理された6点の事項は大変重要と考えます。</p> <p>ここでは、「法律の規制」との記載ですが、「法律による制度化」だと認識しております。またトラストアンカーの開示の在り方は、「トラストの見える化」であり、例えばEUのトラステッドリストのような、現在/過去のサービスをホワイトリストとしてマシンリーダブルで確認できる仕組みの検討が必要であると考えます。</p> <p>【セイコーソリューションズ株式会社】</p> | | |
| <p>意見 47 技術基準はそれを参照する法律と協調して新たな技術革新に呼応して維持、改訂、メンテナンスが必要。国の仕組みとして技術標準を担う機関（団体）を指定し、予算をつけて技術標準のサステナビリティを保証する枠組みが必要。電子証明書を一意に特定できるための識別子として、国税庁の発番する法人番号やTDB企業コード等を援用することも考慮いただきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ お示しいただいた内容に賛同します。</p> <p>特に、技術基準はそれを参照する法律と協調して新たな技術革新に呼応して維持、改訂、メンテナンスが必要と考えます。国の仕組みとして技術標準を担う機関（団体）を指定し、予算をつけて技術標準のサステナビリティを保証する枠組みが必要と考えます。</p> <p>トラストサービスを実現するために必要となる電子証明書（電子署名、タイムスタンプ、e シール、ウェブサイト認証の全てに関係します）には、データを作成した起源（法人や個人事業主など）を一意に特定できるための識別子※が必要と考えます。</p> <p>法人であれば、国税庁の発番する法人番号が利用できます。</p> <p>一方で、個人事業主などにはマイナンバーがあるものの制度上利用はできないため、</p> | | |

| | | |
|--|---|----------|
| <p>何かしらの対応が必要と想定されます。</p> <p>※識別子には、法人番号と同様に国際的な規格である以下を満たすことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UN/EDIFACT 3055 ・ ISO/IEC 6523-2 ・ ISO/IEC 15459-2 <p><参考：国税庁法人番号公表サイト> https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsume/</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p> | | |
| <p>意見 48 データの存在証明・非改ざん証明並びに真正性の検証方法について、一方式論に限定しない形での幅広い検討について考慮いただきたい。</p> <p>○ データの存在証明・非改ざん証明並びに真正性の検証方法については、他の方式(サービスとして保証する形式等)もあると存じます。エンドユーザの利便性についても十分ご留意いただき、一方式論に限定しない形での幅広い検討についてご考慮頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 49 トラストサービスを提供する事業者や利用者にとって過度なコスト負担や不便を強いることがないよう、検討を進めるべき。制度化にあたっては、既に実装されているサービスや、実装に向けて開発が進められているサービスなども排除されないよう、留意すべき。</p> <p>○ トラストサービスは、電子申請や民間の電子取引・契約等において、ヒトや組織の正当性、データの真正性等を担保することができる有用なサービスであり、普及が期待される。</p> <p>サービスの普及を図る観点から、「トラストサービスを提供する事業者や利用者にとって過度なコスト負担や不便を強いることがないよう」(p11)留意して、検討を進めるべきである。</p> <p>なお、制度化にあたっては、既に実装されているサービスや、実装に向けて開発が進められているサービスなども排除されないよう、留意すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本経済団体連合会】</p> | <p>本ワーキンググループでは、過度なコスト負担や不便を強いること等がないよう配慮しつつ、検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 50 トラストサービスに共通する基盤に関する議論が不可欠。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|--|------------------------------------|----------|
| <p>○ 個別のトラストサービスに関する議論も必要だが、それらに共通する基盤に関する議論が不可欠です。特に、国民や諸外国が、どのような策を施せば「トラスト」を得られるようになるのか、「トラスト」を与えられるようになるのかという観点からの議論に期待いたします。</p> <p>11 ページの検討項目 5 の後に挙げられた最初の項目が特に重要であり、そこに示された 4 つの観点から「トラスト」を実現するための基盤構築に向けて議論を深めていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機株式会社】</p> | | |
| <p>意見 51 トラストサービス自体がトラストであることや一定の品質を担保できていることを評価する基準及び第三者による監査制度が不可欠</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ トラストサービス自体がトラストであることや一定の品質を担保できていることを評価する基準及び第三者による監査制度が不可欠と考えます。また、これによりトラストサービスの価格が高騰しユーザに利用しにくくならないような配慮も必要と考えます。</p> <p>今後、最終報告に向け、これらの点の議論が進むことを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | | |
| <p>意見 52 トラストサービスの制度化において、その利用の判断は事業者・利用者の裁量と位置付け、明示的・黙示的な強制とならないように留意すべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ トラストサービスの制度化において、その利用の判断は事業者・利用者の裁量と位置付け、明示的・黙示的な強制とならないように留意すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>トラストサービスの利用には、コスト面を含め一定の負担が生じることから、利用の判断は、個別ケース毎に、事業者・利用者に委ねるのが適切と思われるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p> | | |
| <p>意見 53 「情報セキュリティの三要素」に記載を修正すべき。</p> | <p>ご指摘のとおり修正いたします。</p> | <p>有</p> |
| <p>○ 「トラストサービスの実現に当たっては、サイバーセキュリティの三要素である機密性、完全性ととも、利用者が簡便に利用できるような可用性を確保する必要がある」との記載は、「トラストサービスの実現に当たっては、機密性、完全性ととも、利用者が簡便に利用できるような可用性（情報セキュリティの三要素）を確保する必要がある」に修正すべき。</p> | | |

| | | |
|---|------------------------------------|----------|
| <p>【理由】 「情報セキュリティの三要素」は規格化され一般的な表現だが、「サイバーセキュリティの三要素」は一般的な表現でないため。 【一般社団法人全国銀行協会】</p> | | |
| <p>意見 54 トラストサービスの普及において、規模の小さな会社でも利用できるようコスト負担や利便性に配慮していただきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 現在の研究、製造、流通には非常に多くの組織・会社が関わっており、会社の規模も多岐にわたっています。トラストサービスの普及において、規模の小さな会社でも利用できるようコスト負担や利便性に配慮していただけることを歓迎します。 【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 R&D データ保存研究会】</p> | | |
| <p>意見 55 電子署名法の課題については、リモート署名のみに言及するのではなく、技術標準の策定の仕組みを根本的に検討すべき。正当な標準化プロセスを経た技術標準を策定することとし、その改定のルールも併せて策定されることが必要。トラストサービスを評価する適合性評価機関の要件を定め、その内容を技術の進展に応じて、再評価可能な現実的な仕組みを構築していくべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 電子署名法の課題については、リモート署名のみに言及するのではなく、技術標準の策定の仕組みを根本的に検討すべきです。具体的には、施行規則等で規定するのではなく、欧州標準化機関（ETSI、CEN 及び CENELEC）のように、正当な標準化プロセスを経た技術標準（例：日本産業規格（JIS））を策定することとし、その改定のルールも併せて策定されることが必要ではないでしょうか。 第7回ワーキンググループにおける構成員の発言及び当協会から報告した資料7-3（2ページ）のとおり、我が国においても、電子署名、eシール、タイムスタンプ等多様なトラストサービスを評価する適合性評価機関の要件を定め、その内容を技術の進展に応じて、再評価可能な現実的な仕組みを構築していくべきと考えます。 (注) 本年5月23日に、ETSI、当協会及び慶応義塾大学が開催した第2回日欧インターネットトラストシンポジウムにおいて、ETSIのOlivier Delos氏より、EUと「相互承認する際には、①法的内容、②監督と監査、③技術的要求事項、④トラストの表現の4つの柱（領域）が必要である」との説明がありました。</p> | | |

| | | |
|---|------------------------------------|----------|
| <p>→意見書参考文書として、末尾に添えます。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】</p> | | |
| <p>意見 56 個別論点に入る前に、体系的な制度整備を検討すべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ まず、個別論点に入る前に、体系的な制度整備を検討すべきではないでしょうか。</p> <p>トラストサービスは、すでに EU においても統一的な信頼確保の制度として確立されており、UNCITRAL (国連) においても同様な方向性が検討されているところです。</p> <p>(案) において指摘されている通り、我が国も Society5.0 のさなかにあり、デジタルデータの取り扱い全般にわたる安全性、確実性、その起源と完全性を確保しなければならない状況にあります。すなわちトラスト (信頼性確保) のシステムは、データ流通社会のインフラの全般的な整備の問題であり、信頼のシステムの相互連携システム、一貫性の確立が求められていると考えます。</p> <p>(1) 企業実務の視点から</p> <p>より具体的に言えば、企業が契約締結に向けた交渉を行う際の見積もりや関係資料の信頼性が確保され (e マーク)、契約段階に至れば本人確認と契約文言の固定化、起源と完全性の保証が行われなければならない (電子署名とタイムスタンプ)、契約の履行におけるデータ提供においてはデータの完全性、偽造されていないことを証明するための保証が必須であり (e スタンプ、および e デリバリー)、成立した契約データや関係資料は契約が完了したのち 10 年間は安全確実に保管し・利用可能とすべきであり (長期保存のためのタイムスタンプ)、トラブルが発生したり、訴訟になった場合には、その証拠を裁判所に提出するにあたり (e コート制度)、関係証拠の出所と提出者の確認が必須となり (e スタンプと e デリバリー)、さらに弁護士が遠隔地から弁論を行うにあたっては、弁護士の本人確認 (電子署名ないし e マーク) と適正、安全な通信を確保していること、準備書面などが安全に配送されていることの確認 (e デリバリー) が必須となり、判決についてもそれが先例として利用される関係では点々流通において偽造されていないことを示すための信頼性確保 (タイムスタンプ等) が必須となるわけです。この一貫性の一部でも欠ける場合には、その欠けた部分が紙ベースとなり、欠落部分だけでなく、それを含めて、全体にわたり紙の世界での保証が必須となり、業務の停滞、</p> | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>費用の増加につながるというのが現実です。これではペーパーレスは実現できません。</p> <p>こうした、企業の行動を例にとっても、一貫通貫性のある信頼システムは必須であり、どの環の一つが欠けても、連動せず、連動しない場合には他の部分も有効性を発揮できないという状況に陥るのです。</p> <p>電子帳簿保存法が、関係規則、通達により、簡便な領収書のデジタル化が任用されるなどの柔軟な、かつ合理的対応が行われたことにより、徐々に普及してきたことを見れば、連携性の重要性は明らかといえるでしょう。</p> <p>電子署名制度が、単体では効果を上げることができず、タイムスタンプ制度と相まって、信頼性を確保する役割を果たしてきた歴史を見ても、信頼性の仕組みは相互連携したインフラとして機能することが重要であり、かつ利便性があるものとなることが明らかです。</p> <p>デジタル社会における信頼は、個々の技術や、個々の制度が優れているというだけでは、本来の効果を発揮できず、相互連携、例解した信頼性の確保が必須となるというべきです。</p> <p>(2) コンテンツ保護の制度として</p> <p>① 著作権管理として</p> <p>現在、著作権登録制があるものの中にはほとんど利用されていないというのが現実です。また、デジタルコンテンツにおいても同様であり、プログラム登録制度があるものもこれもほとんど利用されていません。</p> <p>いずれの制度も、国民、企業からみた場合、利用しにくく、利用価値が極めて低い制度となっています。</p> <p>現在インターネットを通して広く流通しているデジタルコンテンツは、その独創性にもかかわらず、広く保護、管理されているとも言えません。</p> <p>こうしたデジタルコンテンツに対して、電子署名、タイムスタンプ、eマークが付与されれば、それぞれのコンテンツはその起源が明確にされ、また、管理者表示がなされ、偽造・変造から守られ、管理できるものとなります。</p> <p>こうしてデジタルコンテンツ管理の必要性から、トラスト制度は有効に機能するということができます。</p> <p>② デジタルデータ送信の保護</p> | | |
|---|--|--|

現在、通常の放送に加え、インターネット放送、SNS を利用した放送類似のデジタルデータの拡散が進められています。これまでの電波によるラジオ放送に加えて、デジタルデータをインターネットを通して配信する radico も急速に普及しつつあります。こうしたデジタル化を踏まえて、高音質のインターネット上の音楽放送も次々と生まれ、配信を開始しています。

こうした放送類似の音声、音楽放送において、その信頼性を確保する（e マーク、タイムスタンプ等）ためには、発信起源の保証、信頼は必須となります。

（３）IOT の信頼性確保の制度として

現在、インフラ事業者などを中心に IOT サービスが急速に提供されているが、それらは、各種の機器を連携させ、情報を収集し、それらを活用することをサービス内容としますが、その安全性、信頼性の確保は、完全に事業者任せにされており、何らの保証も、管理も、監督もなされていません。その結果、すでに監視カメラ映像が世界中に流出し、個人情報も危険な状態にさらされているにもかかわらず、何らの有効な対策が取られていません。

IOT は今後さらに発展するサービスであることから、その安全性の確保は必須であり、そのためには利用される機器の安全性、それらの機器が発し、移転する際の経路の安全性を確保し、それらを管理する事業者の安全性、信頼性を確保する必要があります。

こうした信頼性を確保するための制度としてのトラストサービスは必須のインフラとなるものと思われます。

（４）犯罪防止対策として

① 振り込め詐欺などのなりすまし防止対策として

現在広く横行しかつ有効な防止対策が立っていない振り込め詐欺は、家族の声をまねて成り済ますほか、裁判所を名乗り虚偽の催促状を送付し、あるいは弁護士を語るなどして正当な権利行使のごとく成り済ますものがほとんどです。

こうした場合に、自らの発生、電話による通知に対して、発言者の端末から、正当なデジタルデータとしての e マークが受信する親族あてに送付され、受信の際に、それを受けた親族が、受信機の機能として自動的に本人確認することができれば、なりすましは防止できることとなります。同様に、起源を明確にすること

ができるので、弁護士を語ったり、警察官を語ることもできなくなるわけです。そのためには受信機に e マークを識別するソフトを入れる必要がありますが、そうした対応は極めて簡単に実装できるものと考えられます。

② データ偽造の排除

デジタルデータは偽造が容易であることから、医学データ、DNA データ、STAP 細胞論文偽造、2016年東大医学部論文不正問題など、各種のデータ偽造が疑われる事態が発生しているが、いずれの場合にもその起源の確認がなされず、不明確なものとされています。

こうした科学的なデータに関してはその起源、その所属は明確にされるべきであり、製造システム、プログラムに e マークが付与されていれば、科学的データの期限及び完全性が証明され、こうした不明朗な疑問は解消すると思われれます。こうした起源、所属を明確にしないデータの使用に対しては、信頼性がないとして取り扱えばよいことから、完全性を主張するものは、トラストサービスを利用することで自らのデータの信頼性を主張できる、ということになります。これもトラストサービスの有利性であります。

(5) 電子メールの信頼性を高め、スパムメールを駆逐するために

現在、スパムメールが蔓延し、それによるウイルス感染、ランサムウェア感染による身代金要求などが横行しています。これに対して、セキュリティ対策企業が、企業等に訓練を実施していますが、どれほど訓練しても感染者を撲滅するまでには至っていないのが現実です。特に管理者の感染率が高いことが知られています。

こうした電子メールの信頼性が欠如しつつある現状において、電子署名などの、重いシステム、重い手順は利用されていません。電子証明書の取得や検証などの重い作業ゆえに利用されないと思われれます。

こうした電子メールに対して、e マーク、タイムスタンプ等を簡易に添付することができれば、受信者はその電子メールをスクリーニングし、出所、起源の明確なものだけ取得する、開くという対処が可能となります。トラストサービスは、こうしたウイルス対策としても有効に機能するものです。

以上の、広範囲な実務要請を基礎とする信頼性の確保は、トラストサービスの

相互関連から生み出されるものであって、そうした信頼確保のためのインフラの整備として、トラストサービス制度の制度整備、インフラ整備の実現という方向性を検討すべきであると考えます。

すなわち、トラストサービス法ともいべき基本法を制定し、我が国の、政府の認証するトラスト制度を確立すべきです。この法律は、基本法として制定されるべきであり、トラスト制度の基本となるサービス事業者の認定、監督、監査制度を明確にして、政府管掌の下での信頼制度が出来上がるという構想です。既に存在する電子署名法、e文書法、電子帳簿保存法などは、各法としての位置づけがなされ、それぞれ法的効果を定め、制度として確立していますので、それらの各法を変更したり、修正したりする必要はありません。それらの各制度の背景となる基盤整備であり、各制度を支え、支援する事業者、技術制度、システムなどを適正に管理、監督し、安全なデータ社会を支えるインフラを確立するということになります。

特に、電子署名法は、本人の存在、本人の行為であることという客観的な制度を越えて、その表示行為の真正性という民事訴訟法上の推定機能（民訴法第228条4項）にまで言及した制度であり、意思表示の実態に関連する訴訟法的性格の法制度です。それは電子的な意思表示の取り扱いの一部として必要かもしれませんが、その取扱いが唯一のものではありません。口頭の意味表示、電子メールによる意思表示、PDFによる契約なども民法の解釈上、すべて有効となりうるものであって、電子署名制度に拘束されるものではありません。

そこにあるのは、本人確認という制度（本人の実在性の確認）、機能であり、それ以外は、民法上の法的判断であり、個別の証拠の判断に依存すべき問題となります。

こうして、客観的な制度整備と、個別の意思表示の法的効果は別に論ずべきものであり、現在の電子署名制度はその法的効果の一つを示したに過ぎないというべきです。トラストサービス基本法は、意思表示、その法的効果論とは別に、その背後にある本人の所在、本人確認、本人による行為であることの証明、認証、検証をおこなうことを可能とし、その意味で、形式的な安全性を基盤整備として支えるべきものと考えます。

【牧野総合法律事務所】

| | | |
|---|--|----------|
| <p>意見 57 「モノのなりすましの防止やデータの改ざん検知」は、改ざんの検知にとどめておくべき。</p> | <p>データの改ざんを検知できる仕組みの導入をもって、データの改ざんの防止につながるのと考えるから、このような記載とさせていただいています。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 下記のように修正されてはいかがでしょうか。 「モノのなりすましの防止やデータの改ざん検知」 モノの正当性を確認する仕組みは実現が可能と考えますが、データの改ざんの防止については難しく、改ざんの検知にとどめておくべきと考えます。 【一般社団法人セキュア IoT プラットフォーム協議会】</p> | | |
| <p>意見 58 個々に制度化を議論するのではなく一つの大きな制度の中にこれらの要素が含まれる形式で議論すべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 個々のトラストサービスの検討について 中間とりまとめ案では、「リモート署名」、「組織を対象とする認証」、「ウェブサイト認証」、「モノの正当性を確認する仕組み」、「タイムスタンプ」及び「データの送達等を保証する仕組み」についてそれぞれ個別に取組の方向性が整理されているが、トラストサービス検討 WG の公開資料を読む限り、これらの仕組みについては技術基準の不足や認定制度の欠如等共通の課題が在るため、個々に制度化を議論するのではなく一つの大きな制度の中にこれらの要素が含まれる形式で議論すべきである。</p> <p>また、第一回資料では、人の正当性を確認できる仕組みとして利用者認証が検討事項となっていたが、中間とりまとめ案では利用者認証に関する記述が見当たらない。今月上旬にもスマートフォン決済システムの利用者認証における脆弱性を悪用した不正利用が発生し、社会基盤としての信頼性が問われる状況が生じている。トラストサービスの構成要素として信頼し得る利用者認証の環境整備は差し迫った課題であり、今後の検討が必要な旨を中間とりまとめ案に盛り込むべきである。</p> <p>【日本トラストテクノロジー協議会/日本ネットワークセキュリティ協議会】</p> | | |
| <p>意見 59 個々に制度化を議論するのではなく、トラストサービスとして大きな制度を想定し、その要素として議論すべき。</p> | | |
| <p>○ ●トラストサービス全体を俯瞰した制度の検討の追加 中間とりまとめ案では、リモート署名、組織を対象とする認証など 4.1 から 4.6</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>までの検討事項を個別に検討しているが、技術基準の不足、認定制度や法制度の欠如等の共通課題があるため、個々に制度化を議論するのではなくトラストサービスとして大きな制度を想定し、その要素として議論すべきである。</p> <p>●利用者・本人認証の追加</p> <p>第一回資料で議論された利用者認証が、中間とりまとめ案にない。今月3日にもスマートフォン決済システムにおいて不正アクセスが発生したこともあり、利用者認証の環境整備は差し迫った課題であるため、早急に検討を進めるべきである。</p> <p>【株式会社コスモス・コーポレイション/株式会社 SmartHR/freee 株式会社】</p> | | |
|--|--|--|

【4. 1 リモート署名について】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|------------------------------------|------------------|
| <p>意見 60 リモート署名について、法制度の観点から十分な議論が必要。リモート署名サーバの中に格納した本人の秘密鍵を使用する際のアクセス方法についても検討が必要。</p> <p>○ 最重要点は「リモート署名で署名した場合に電子署名法第3条の推定効が働くか」という点。「本人による電子署名（符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）」に関し、法制度の観点から十分な議論を望みます。</p> <p>リモート署名サーバの中に格納した本人の秘密鍵を使用する際のアクセス方法について、どのような要件を満たせばクラウド等を介しても本人による電子署名と言えるか、技術基準が整理されておりません。また、「他人がなりすまして署名できない」、「クラウド事業者などが署名できない」、などの観点からも、検討が必要と思料いたします。</p> <p>「Threshold Cryptography（秘密キーの分割暗号化/分散管理）」なども、検討対象になるものと思います。</p> <p>【株式会社帝国データバンク】</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|---|------------------------------------|----------|
| <p>意見 61 組織からの発出であることを証明するリモート署名は、デジタル化による業務効率向上に大いに寄与するものであり、従来の電子署名法とは異なる視点での検討が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 電子署名法は、自然人の意思推定であり、その文脈でリモート署名を検討することは重要です。一方で組織からの発出であることを証明するリモート署名は、デジタル化による業務効率向上に大いに寄与するものであり、従来の電子署名法とは異なる視点での検討が必要であると考えます。 【セイコーソリューションズ株式会社】</p> | | |
| <p>意見 62 リモート署名について、法制度の観点から十分な議論が必要。ガイドライン整備と併せてリモート署名事業者の認定に係る制度整備が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 最重要点は「リモート署名で署名した場合に電子署名法第3条の推定効が働くか」という点。「本人による電子署名（符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）」に関し、制度面の観点から十分な議論を望みます。 リモート署名のあるべき技術、運用基準はJT2Aでガイドラインとして取り纏められる予定のようですが、民間のガイドラインだけでは、個別のリモート署名事業者がどのような技術、運用レベルを採用しているのか外からでは分かりません。ガイドライン整備と併せてリモート署名事業者の認定に係る制度整備が必要と考えます。 「Threshold Cryptography（秘密キーの分割暗号化/分散管理）」なども、検討対象になるものと思います。 【電子認証局会議】</p> | | |
| <p>意見 63 より厳格な本人の意思確認手段について早々に確立すべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ リモート署名は、eIDASでは既に規格化され、紙ベースでのプロセスの電子化に大きく貢献することが証明されております。 同方式の課題は、リモートで署名した者が実際に本人であることをどのように担保するかといった点ですが、eIDASでは本人確認方法も規定されております。 同様の方式を日本でも平行して検討頂き、より厳格な本人の意思確認手段(eID等)について早々に確立頂きたく存じます。 【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p> | | |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>意見 64 JT2Aが取りまとめるガイドライン整備と併せて、適切なリモート署名事業者を認定する制度の整備が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ リモート署名のあるべき技術、運用基準についてはガイドラインとしてJT2Aが取り纏める予定であることは認識しています。しかしながら、民間のガイドラインだけでは、各リモート署名提供事業者の技術、運用レベルを理解することはできません。ガイドライン整備と併せて、適切なリモート署名事業者を認定する制度の整備が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【トラストサービス推進フォーラム】</p> | | |
| <p>意見 65 電子契約サービス事業者が採用している「リモート署名システム」がどのような基準に基づき運用されているか、審査（監査）、認定制度が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。トラストサービス提供事業者に対する評価・検証体制の確保に留意した検討を行う予定です。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 現在、電子契約サービスを提供しているほとんどの事業者は、契約当事者の署名鍵をクラウドサービス上に保管する「リモート署名」型で運用されています。電子契約の真正な整理を実現する上では、「特定認証業務と認定認証業務にかかる基準の具体化」だけでなく、各電子契約サービス事業者が採用している「リモート署名システム」がどのような基準に基づき運用されているのか、審査（監査）、認定制度が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | | |
| <p>意見 66 リモート署名を含めた、電子署名全体に対する課題として、「代理人」に関する制度面の明確化も議論すべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ リモート署名を含めた、電子署名全体に対する課題として、「代理人」に関する制度面の明確化も議論すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>トラストサービスの利用が普及していく状況下、例えば未成年者・成年被後見人等が電子署名する際の法定代理人等も含めた代理人の関与についても整理・検討が不可避と思われるため。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国銀行協会】</p> | | |
| <p>意見 67 リモート署名は、利用者が電子署名を行う方法の一つであり、電子署名法に基づく特定認証業務又は認定認証業務とは異なる概念。リモート署名の技術要件等を明らかにすることが必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 電子契約サービスにおける電子署名の利用環境では、事業者のクラウド環境に</p> | | |

| | | |
|---|---|----------|
| <p>おけるサーバに署名鍵を置き、その署名鍵を利用者がリモートで使用するものが 増えている現状にも触れて頂ければと考えます。</p> <p>リモート署名は、利用者が電子署名を行う方法の一つであり、電子署名法に基 づく特定認証業務又は認定認証業務とは異なる概念（ETSI というトラストアプリ ケーションサービスプロバイダ）です。このため、リモート署名の技術要件等を 明らかにすることが必要ではないでしょうか。</p> <p>具体的には、電子署名法第 3 条に規定された「本人による電子署名」として認 められる一定の要件を、「リモート署名」の技術標準として、我が国の国家規格で ある日本産業規格（JIS）として制定すべきではないでしょうか。</p> <p>【一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p> | | |
| <p>意見 68 リモート署名に関して、技術基準のみならず、法的制度、評価・監査制 度の構築を期待。</p> | <p>いただいたご意見については、参考 とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 法的制度や評価・監査制度に関する検討の追加</p> <p>リモート署名は、利便性の向上という観点に加えて、従来の利用者が秘密鍵の 管理コストを負担しなければならない方式から転換、及び料金体系についてもサ ブスクリプション方式をとることが可能になり、今後の利用拡大が考えられる。 中間とりまとめ案では、技術基準の記述はあるが、安心して利用できるよう、技 術基準、法的制度、評価・監査制度の構築を期待する。</p> <p>【株式会社コスモス・コーポレーション/株式会社 SmartHR/freee 株式会社】</p> | | |
| <p>意見 69 マイナンバーカードを用いた電子署名を普及させるには、スマートフ ォン内に署名用電子証明書・利用者用電子証明書を登録し、IC カードなしで も認証できるような仕組みを早期に実現することが必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考 とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 国民が広く利用できる電子署名に関しては、マイナンバーカードを用いた「公 的個人認証サービスを利用する方法があるが、これについては取りまとめの中に 記載されているように、IC カード読み取り前提の仕組みとなっています。</p> <p>マイナンバーカードを用いた電子署名を普及させるには、スマートフォン内に 署名用電子証明書・利用者用電子証明書を登録し、IC カードなしでも認証でき るような仕組みを早期に実現して頂く必要があると考えます。</p> <p>【個人 C】</p> | | |

【4. 2 組織を対象とする認証について】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|--|--|------------------|
| <p>意見 70 e シールについて、法制度を含めた検討が必要。</p> <p>○ EU における利用拡大実体や、2023 年 10 月の軽減税率導入に伴う「適格請求書等保存方式」の導入など、今後のデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT) を目指すうえで、e シールは国内における生産性の大幅な向上に寄与すると確信しており、法制度を含めた検討をぜひ実施いただきたいと考えます。 【株式会社帝国データバンク】</p> | <p>本ワーキンググループでは、ユーザ企業側のニーズやユースケースを明確化した上で、どのような枠組みで e シールに係るサービスが提供されれば、利用者が安心して利用できるか、制度化も視野に入れて、検討を深めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 71 組織を対象とする認証の仕組みが整理されることは、ビジネス発展に大いに寄与。</p> <p>○ B2B ビジネスのトラスタンカーは個人ではなく、組織です。紙に比してなりすましが容易であるデジタルにおいて組織を対象とする認証の仕組みが整理されることは、ビジネス発展に大いに寄与するものと考えます。 【セイコーソリューションズ株式会社】</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 72 e シールについて、制度面を含めた検討が必要。</p> <p>○ EU における利用拡大実体や、2023 年 10 月の軽減税率導入に伴う「適格請求書等保存方式」の導入など、今後のデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT) を目指すうえで、e シールは国内における生産性の大幅な向上に寄与すると確信しており、制度面を含めた検討をぜひ実施いただきたいと考えます。 B2B で利用するには個人の住民票や印鑑登録証明書による本人の真偽確認に基づく電子証明書は、会社で利用する場合には過剰な個人情報情報を要求されます。B2B の場面では、所属する会社の実在性や在籍証明書などに基づく電子証明書が求められています。また、自然人の意思表示だけでなく会社から発出された電子文書であることを簡易に証明する e シールのような使い方が電子請求書などで一般化されれば、信頼の置ける電子取引の実現に寄与できると考えます。</p> | <p>本ワーキンググループでは、ユーザ企業側のニーズやユースケースを明確化した上で、どのような枠組みで e シールに係るサービスが提供されれば、利用者が安心して利用できるか、制度化も視野に入れて、検討を深めてまいります。</p> | <p>無</p> |

| 【電子認証局会議】 | | |
|--|--|---|
| 意見 73 組織を対象とする認証の実現を検討いただきたい。 | | 無 |
| <p>○ 電子契約等の利用を検討されているユーザが直面する問題として、自然人に紐づいている電子署名が付与された電子文書が、企業の意思を示しているのかどうか不明確であるといった点がございませう。この問題を回避するため、現場では権限委任について、予め当事者間で合意を行う等の煩雑な作業が発生しており、導入や利用拡大の妨げになっております。</p> <p>当該問題を回避するため、是非組織を対象とする認証(Eseal)の実現を検討頂きたく存じます。</p> <p style="text-align: center;">【ドキュサイン・ジャパン株式会社】</p> | <p>本ワーキンググループでは、ユーザ企業側のニーズやユースケースを明確化した上で、どのような枠組みでeシールに係るサービスが提供されれば、利用者が安心して利用できるか、制度化も視野に入れて、検討を深めてまいります。</p> | |
| 意見 74 請求書の発行者にはeシールのインセンティブはないため、何らかの法制度による利用誘導が必要。 | | 無 |
| <p>○ 大手企業でも数億円単位の被害が報告されるなど、なりすましメールによる架空請求やフィッシングメール被害は年々深刻度を増しています。電子請求書の真正性が確保されるeシールはこのような被害を未然に防止するため効果的な仕組みであり、デジタルエコノミーの推進には必要な仕組みと考えます。</p> <p>しかしながら、eシールの恩恵を受けるのは、請求書の受領企業や国税当局となります。請求書の発行者にはeシールのインセンティブはないため、何らかの法制度による利用誘導が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【トラストサービス推進フォーラム】</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | |
| 意見 75 電子帳簿保存法第10条の改正が行われた上で、電子化された請求書等にeシールのような発行事業者の証明書を付与する仕組みとしていただくと、eシールが事業者、税理士、公認会計士、税務署職員等による取引の事実確認や請求書等の改ざんの有無の確認等に利用でき、これらの確認作業の効率化にも資する。 | | 無 |
| <p>○ 事業者の仕訳入力等の経理業務から税理士等による取引の確認といった税務業務までの電子取引に係る一連の業務の効率化を実現するため、以下の検討をお願いいたします。</p> <p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下、電子帳簿保存法といいます。）第10条（電子取引の取引情報に係る</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | |

| | | |
|--|---|----------|
| <p>電磁的記録の保存)では、電子取引が、「消費税法第30条第8項(仕入れに係る消費税額の控除)に規定の記載事項等を電子データで送信される取引」といった定義になっていません。そのため、メールに添付された書面イメージのみの請求書等も電子帳簿保存法第10条の電子取引に含まれます。よって、このような電子取引は、請求書等の発行事業者の送料の削減等に寄与していますが、請求書等を受取る事業者の経理事務の観点から見ますと、仕訳入力等は紙と同様に請求書等のファイルを見ながらの手作業となっており、業務効率化に寄与していません。</p> <p>従いまして、請求書等の電子取引のデータに消費税法第30条第8項に規定の記載事項等のデータを含むことを必須にしないまま、電子取引が更に普及したとしても、請求書等を受取る事業者における仕訳の入力作業の効率化が容易に実現できないことを懸念しています。</p> <p>中間取りまとめ(案)「4. 2組織を対象とする認証について」の課題2において請求書や領収書等の電子発行について記載されていますが、これと併せて電子帳簿保存法第10条の電子取引のデータに、消費税法第30条第8項に規定の記載事項等のデータを含めることを必須とする改正のご検討をお願いいたします。当改正が行われると、請求書等を受取る事業者が仕訳入力等で必要なデータを受取ることができ、これらの事業者側で業務効率化に資する仕組みを構築できます。</p> <p>上記のような電子帳簿保存法第10条の改正が行われた上で、電子化された請求書等にeシールのような発行事業者の証明書を付与する仕組みとしていただくと、eシールが事業者、税理士、公認会計士、税務署職員等による取引の事実確認や請求書等の改ざんの有無の確認等に利用でき、これらの確認作業の効率化にも資すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TKC】</p> | | |
| <p>意見 76 事業者が利用するためのハードルが低くなるような仕組みや制度が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。今後は、ユーザ側の視点も踏まえつつ、トラストサービスの制度化等に向けた検討を進めてまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ eシールの仕組みはデータの真正性を確保する上でも非常に有効な手段ですが、事業者が利用する為のハードルが低くなる様な仕組みや制度が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社サイバーリンクス】</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 77 eシールは何を基礎として法人の実在確認を行い、その真正性を確認するかについて検討が必要。</p> <p>○ 会社発行の文書に社印を押印するのは商習慣上の理由からで法的な必要性はあ</p> | | |

| | | |
|--|------------------------------------|----------|
| <p>りません。すでに請求書発行を PDF で行うサービスの利用が増加しており、電子署名なし、社印の実押印なし（印影画像のみ）でも受け入れられつつあります。これと同列で e シールの必要性を論じると、必要性に疑義が生じるため、あくまで会社発行文書を証明する目的の必要性から検討を進めるべきであると考えます。</p> <p>日本においては法人の登録は法務省法務局によって行われており、その実在確認は法務局発行の登記簿謄本の提出によって行われることが一般的です。</p> <p>e シールは何を基礎として法人の実在確認を行い、その真正性を確認するかについて検討が必要と考えます。</p> <p>ビジネスメール詐欺（BEC）の被害が深刻となっており、大手企業でも数億円規模の被害が報告されています。e シールにより電子請求書の真正性が確保されることにより、このような犯罪行為を抑制する効果があり、デジタルエコノミーの推進には必要な措置と考えます。</p> <p>ただし、その恩恵を受けるのは e シールを付与する発行者ではなく、受領者や国税当局となります。なんらかの法制度により、e シールを使用するインセンティブにより利用が誘導されることを期待しています。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | | |
| <p>意見 78 「自動的に署名がされる」運用と、「電子署名」との相違を明確にする記載にしてはどうか。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>【課題 3】の（3）構成員からの主な意見（ア）について</p> <p>○ 「自動的に署名がされる」運用と、「電子署名」との相違を明確にするため、「機械発行される領収書のデータの真正性の保証については、自然人に紐づく電子証明書に係る電子署名ではオーバースペックである。」と記載してはどうでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p> | | |
| <p>意見 79 在宅勤務等の働き方の多様化が進む中、電子文書の利活用を国の施策としても進めていくべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 【課題 3】の（3）構成員からの主な意見の（イ）について同意します。</p> <p>在宅勤務等の働き方の多様化が進む中、電子文書の利活用を国の施策としても進めていくべきであると考えます。</p> | | |

【4. 3 ウェブサイトの認証について】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|--|---|------------------|
| <p>意見 80 CA/ブラウザフォーラムへの関与については、政府機関が主軸となり、TSFなどは、委託を受けた構造が望ましい。</p> <p>○ CA/ブラウザフォーラムへの関与については、政府で発行している電子証明書などもスコープに入るものと想定されます。</p> <p>そのため、関与にあたっては、政府機関が主軸となり、TSFなどは、委託を受けた構造が望ましいものとも考えます（EUが欧州委員会としてCA/ブラウザフォーラムに関与しているのと同様な構図です）。</p> <p>なお、日本国内では、フィッシング対策協議会（https://www.antiphishing.jp/）もサーバ証明書にかかわる団体であり、連携することも検討できるものと想定しています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 81 CA/Browser フォーラムへの関与の検討に際し、下記の公開情報を参照いただくことが現状把握の一助。</p> <p>○ CA/Browser フォーラムへの関与の検討に際し、下記の公開情報を参照いただくことが現状把握の一助として有効と思います。</p> <p>(1) CA/Browser フォーラムが公開している情報（フォーラムのメンバー構成・参画要件、ワーキンググループ構成、要件ドキュメント、ミーティング議事メモ等）</p> <p>(2) Microsoft、Mozilla、Google、Apple等主要ブラウザベンダーが個々に公開している認証局ルート証明書搭載要件等の情報</p> <p style="text-align: right;">【GMO グローバルサイン株式会社】</p> | <p>いただいたご指摘を踏まえ、CA/ブラウザフォーラムの web サイトの代表 URL を脚注に追記いたします。</p> | <p>有</p> |
| <p>意見 82 CA/ブラウザフォーラムへの関与については、政府機関が主軸となり、TSFなどは、委託を受けた構造が望ましい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>○ CA/ブラウザフォーラムへの関与については、政府で発行している電子証明書などもスコープに入るものと想定されます。そのため、関与にあたっては、政府機関が主軸となり、TSF などは、委託を受けた構造が望ましいものと考えます。EU が欧州委員会として CA/ブラウザフォーラムに関与しているのと同様な構図として実施し、国際相互認証につなげていくべきと思料します。</p> <p style="text-align: right;">【電子認証局会議】</p> | | |
| <p>意見 83 CA/ブラウザフォーラムのガバナンスに戦略的に関与するにあたっては、政府、他団体(企業)等の知見、リソース等が必要。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> | <p>有</p> |
| <p>○ CA/ブラウザフォーラムのガバナンスに戦略的に関与していくことは重要だと考えます。しかしながら、議論にあたっては、政府、他団体(企業)等の知見、リソース等が必要です。「(4) 取組の方向性」の記載について、「日本固有の事情に応じた必要な対策をとるために、所管省庁を設定し、協議する体制を構築したうえで、関連団体の知見、リソースを集結し、トラストサービス推進フォーラム(TSF) などにおいて検討・整備集約したうえで・・・」と変更すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【トラストサービス推進フォーラム】</p> | <p>「CA/ブラウザフォーラムが定める要件への対応について、政府や関連団体等が連携し、日本固有の事情に応じた必要な対策をトラストサービス推進フォーラム(TSF) などにおいて検討・整理・集約した上で、CA/ブラウザフォーラムのガバナンスに戦略的に関与していくことが必要である。」</p> | |

【4. 4 モノの正当性を確認する仕組みについて】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|------------------------------------|------------------|
| <p>意見 84 サイバー攻撃に悪用される可能性のある IoT 機器の特定および利用者への注意喚起を実施に向けた議論が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ ご指摘の通り、モノの認証の実現は、今後の Society5.0 時代においては、重要な課題であると思料します。</p> <p>総務省ですすめられている「端末設備等規則の改正(2020年4月施行)」によるIoT機器のアクセス制御、IDPWなどの認証の強化、ファームウェアのアップデートに関する義務の強化を規定や「NOTICEの実施(2019年6月中旬開始予定)」によるサイバー攻撃に悪用される可能性のあるIoT機器の特定および利用者への注意喚起を実施に向けた議論が必要と思料します。</p> | | |

| 【電子認証局会議】 | | |
|---|------------------------------------|----------|
| <p>意見 85 ID ベース暗号といったより軽い方法について、メリット、デメリットを比較した上で、利用実態に応じて、柔軟に選択ができる仕組みにする必要がある。生命、財産、重要インフラに係る IoT 等に対しては、PKI による認証が不可欠。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>「(3) 構成員からの主な意見 (ア) PKI を使うのは重いのではないか。ID ベース暗号といった、より軽い方法があるのではないか。」について</p> <p>○ 両方のメリット、デメリットを比較した上で、利用実態に応じて、柔軟に選択ができる仕組みにする必要があると考えます。 生命、財産、重要インフラに係る IoT 等に対しては、すでに安全性が確立しており、グローバル環境においても標準的に活用されている PKI による認証が不可欠になると考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人セキュア IoT プラットフォーム協議会】</p> | | |
| <p>意見 86 車両間や交通制御機器（信号等）と自動車との通信において、既存の IoT 機器以上に通信するモノの正当性が非常に重要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 今後、自動車の自動運転技術が向上し普及していくにつれて、車両間や交通制御機器（信号等）と自動車との通信が必要になってくると考えます。この点においては、既存の IoT 機器以上に通信するモノの正当性が非常に重要となってくると考えます。国交省では電子車検証の運用開始を検討されているとのことですが、例えば電子車検証にもマイナンバーカードと同じように電子証明書を付与し、PKI を用いた車両認証を実現できるようにするといったことも可能ではないかと考えております。</p> <p>管轄が違うとは思いますが、ご検討頂きます様よろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人 C】</p> | | |

【4. 5 タイムスタンプについて】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|--|------------------|
| <p>意見 87 安全で安心な国際的電子取引を実現するために、国としてグローバルに通用する法的根拠を設定いただくことを要望。</p> <p>○ 今後、国を越えてデータの真実性を争う場面が増えることが想定される一方で、ユーザの立場からすると、法的根拠がないため訴訟時に有効にならないという不安があり、電子化普及の阻害要因となっていると考えられます。</p> <p>現在のタイムスタンプ認定制度は、国際的に見ても時刻のトレーサビリティ確保を十分に保証できる制度であると認識しています。安全で安心な国際的電子取引を実現するために、国としてグローバルに通用する法的根拠を設定いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【セイコーホールディングス株式会社】</p> | <p>タイムスタンプについては、その利用を社会全体に広げるための制度の在り方について検討を深めていくことが必要であると考えており、その際、国際的な相互運用性にも十分留意することが必要であると考えます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 88 長期にわたって保存が求められる文書について、タイムスタンプを用いた長期署名の枠組みが法的に整備されることで、電子的に長期保存されたデータの真正性が担保され、国民にとって安心・安全なサービス提供につながると思料。</p> <p>○ 法律上長期間の保存を義務付けられている文書様々存在する中で、電子署名の電子証明書の有効期間は最長5年であり、電子署名のみでは長期的にデータの真正性を検証はできません。</p> <p>長期にわたって保存が求められる文書について、タイムスタンプを用いた長期署名の枠組みが法的に整備されることで、電子的に長期保存されたデータの真正性が担保され、国民にとって安心・安全なサービス提供につながると思料します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社帝国データバンク】</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 89 タイムスタンプの効力について、国際的な局面においても求められており、国際相互承認を実現すべく、法制度化に取り組むことが必要。制度の在り方を議論するにあたっては、適合性評価期間の位置付けや、その収支構造も含めて議論いただきたい。</p> <p>○ タイムスタンプの効力について国際的な局面においても求められており、国際</p> | <p>タイムスタンプについては、その利用を社会全体に広げるための制度の在り方について検討を深めていくことが必要であると考えており、その際、国際的な相互運用性にも十分留意すること</p> | <p>無</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>相互承認を実現すべく、法制度化に取り組む必要があると考えております。</p> <p>制度の在り方を議論するにあたっては、適合性評価期間の位置付けや、その收支構造も含め議論して頂き、安定的に持続可能な制度となることをきたいしています。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本データ通信協会】</p> | <p>が必要であると考えます。</p> | |
| <p>意見 90 時刻配信事業とその認定制度については、eIDAS 関連の制度において該当するものがなく、日本独自のサービスと制度であるため、タイムスタンプに関する認定スキームの検討にあたり、国際的な相互運用の観点も踏まえて、時刻配信事業とその認定スキームの在り方についても検討が必要。</p> | <p>タイムスタンプについては、その利用を社会全体に広げるための制度の在り方について検討を深めていくことが必要であると考えており、その際、国際的な相互運用性にも十分留意することが必要であると考えます。</p> <p>また、検討に当たっては、トラストサービスを提供する事業者や利用者にとって過度なコスト負担や不便を強いることがないようにする必要があると考えます。</p> | 無 |
| <p>○ 一般財団法人日本データ通信協会によるタイムビジネス信頼・安心認定制度において、タイムスタンプ事業者は、同認定制度の認定を受けた時刻配信事業者による時刻配信・監査を受けることが要件とされています。</p> <p>時刻配信事業とその認定制度については、eIDAS 関連の制度において該当するものがなく、日本独自のサービスと制度であるため、タイムスタンプに関する認定スキームの検討にあたり、国際的な相互運用の観点も踏まえて、時刻配信事業とその認定スキームの在り方についても検討が必要と考えます。</p> <p>日本のタイムスタンプを使用したデータに対して疑義が生じることなく国際的に対等にデータによる権利主張が行えるよう、諸外国との相互運用性の確保は急務と考えるため、本課題への取り組みに期待します。</p> <p>但し、法制度整備にあたり、利用者や事業者に対する過度のコスト負担や利便性・競争力の喪失に繋がらないよう配慮することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【アマノセキュアジャパン株式会社】</p> | <p>タイムスタンプについては、その利用を社会全体に広げるための制度の在り方について検討を深めていくことが必要であると考えており、その際、国際的な相互運用性にも十分留意することが必要であると考えます。</p> | 無 |
| <p>意見 91 現在のタイムスタンプは民間の制度でしかなく、国際的な通用性が不明であるのが実情。社会インフラの一部として、タイムスタンプの法制度化が必須。</p> | | |
| <p>○ 現在のタイムスタンプは民間の制度でしかなく、国際的な通用性が不明であるのが実情である。このため、現在のわが国の知的財産の分野では、日本の民間制度を活用しようとする機運は低い。仮に、国際的にタイムスタンプを活用するためには、各国のタイムスタンプを用いることとなり高額な費用を要することとなる。このため、今後、わが国の知財戦略を効率的に進めるためにも、社会インフラの一部として、タイムスタンプの法制度化が必須であると思料します。</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| 【特許業務法人 第一国際特許事務所】 | | |
| 意見 92 タイムスタンプは、民間の認定制度であることから利用を躊躇する事例も多く、EU や中国に比してその利活用は進んでいない実態。今後、国を越えてデータの真実性を争う場面が増えることが十分に想定される中で、国家として法的な根拠を示すことが必要。 | タイムスタンプについては、その利用を社会全体に広げるための制度の在り方について検討を深めていくことが必要であると考えており、その際、国際的な相互運用性にも十分留意することが必要であると考えます。 | 無 |
| ○ タイムスタンプは、簡便に事象の存在証明ができるサービスです。そのため付与される時刻の真正性が重要であり、我が国の現在の認定制度では、世界に誇れる時刻のトレーサビリティ確保を保証できる制度となっています。しかしながら民間の認定制度であることから利用を躊躇する事例も多く、EU や中国に比してその利活用は進んでいない実態です。今後、国を越えてデータの真実性を争う場面が増えることが十分に想定される中で、国家として法的な根拠を示す必要があると考えます。 【セイコーソリューションズ株式会社】 | | |
| 意見 93 電子文書自体の長期保存を目的としたタイムスタンプについては是非前向きに検討いただきたい。また、タイムスタンプの実装方式について、より具体的な規定を確立いただきたい。 | タイムスタンプを用いた長期署名の枠組みが法的に整備されることで、電子的に長期保存されたデータの真正性が担保され、利用者にとってより安心・安全なサービスの提供につながることを期待されます。 その他のご意見については、参考とさせていただきます。 | 無 |
| ○ 電子文書自体の長期保存を目的としたタイムスタンプについては是非前向きに検討して頂きたく存じます。また、タイムスタンプの実装方式について、より具体的な規定(電子取引時いつ付与する等)を確立頂きたく存じます。 【ドキュサイン・ジャパン株式会社】 | | |
| 意見 94 タイムスタンプについて、優先度をあげて検討を進めていただきたい。 | 本ワーキンググループでは、引き続き、タイムスタンプについては、その普及が進んでいない分野においてその原因を分析した上で、利用を社会全体に広げるための制度の在り方について、検討を深めてまいります。 | 無 |
| ○ 課題については共通認識を得ております。これらの課題については、一刻も早い解決が必要であり、優先度をあげて検討を進めていただきたいと考えております。 【トラストサービス推進フォーラム】 | | |
| 意見 95 国内に法的な裏付けが存在しないため、積極的に採用できない現状にある。安心してタイムスタンプを採用できるよう、法的な制度の整備を期待。 | タイムスタンプについては、その普及が進んでいない分野においてその原因を分析した上で、利用を社会全体に広げるための制度の在り方について検 | 無 |
| ○ 既に多くの企業活動がグローバル化されるなか、特に知財保護に対してタイムスタンプが有効な手段となり得ると考えます。ところが、国内に法的な裏付けが | | |

| | | |
|---|---|----------|
| <p>存在しないため、海外における効果が疑問視されることや、サービス自体が永続的に存在する保証がないことなどが要因となり、積極的に採用できない状況にあるのが現状です。この状況を打破し、安心してタイムスタンプを採用できるよう、法的な制度の整備を期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機株式会社】</p> | <p>討を深めていくことが必要であると考えており、その際、国際的な相互運用性にも十分留意することが必要であると考えます。</p> | |
| <p>意見 96 タイムスタンプについて、欧米との相互承認の実現が必要。</p> <p>○ 知財保護等の観点から、対中国の証拠性の確保は、タイムスタンプの利用ユーザーより多く聞かれる事柄です。大きな壁があるかと思いますが、欧米との相互承認の実現が大きな一歩となり得ると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社サイバーリンクス】</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 97 本章で取り上げられた課題を解決することは、タイムスタンプの信頼性において重要かつ急務。</p> <p>○ タイムスタンプは電子帳簿保存法による国税関係書類のスキナ保存において、その使用を義務付けられており、利用者、利用文書が増加している状況ですが、法的根拠がなく、民間団体の運用基準によって認定されていることで、企業がその採用を躊躇する一要因となっています。</p> <p>本章で取り上げられた課題を解決することは、タイムスタンプの信頼性において重要かつ急務であると考えます。</p> <p>(公社)日本文書情報マネジメント協会では、電子文書の作成・保管に関するガイドラインとして、「電子契約活用ガイドライン」、「設計図書の電子的記録による作成と長期保存、電子文書信頼性向上ガイドライン」等を発刊しており、いずれのガイドラインでもタイムスタンプを用いた長期署名の意味や必要性について記載しています。</p> <p>タイムスタンプや長期署名の仕組みは、デジタル社会の推進に必要な要素と考えられ、利用の論拠となる法制度化を期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | <p>タイムスタンプについては、その普及が進んでいない分野においてその原因を分析した上で、利用を社会全体に広げるための制度の在り方について検討を深めていくことが必要であると考えます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 98 国際的な相互運用性のあるトラストサービスを切望。</p> <p>○ ここに記載されている点についてはとても関心があり、心配しております。国</p> | <p>タイムスタンプについては、その利用を社会全体に広げるための制度の在り方について検討を深めていくことが必要であるとと考えており、その際、国際</p> | <p>無</p> |

| | | |
|--|--|----------|
| <p>際的な相互運用性のあるトラストサービスを切望しております。 【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 R&D データ保存研究会】</p> | <p>的な相互運用性にも十分留意することが必要であると考えます。</p> | |
| <p>意見 99 国際的な枠組みの中で、日本のタイムスタンプが信用できるものと認められるよう取組を進めていただきたい。</p> | <p>タイムスタンプについては、その利用を社会全体に広げるための制度の在り方について検討を深めていくことが必要であると考えており、その際、国際的な相互運用性にも十分留意することが必要であると考えます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 【課題3】 国際的な相互承認のための公的枠組みが必要 とあるように、現状、中国では日本のタイムスタンプが認められない可能性がある状況です。 中国では知的財産権訴訟の件数が増加傾向にあり、日本企業もその対象となるリスクは十分にあります。是非とも国際的な枠組みの中で、日本のタイムスタンプが信用できるものと認められるよう取組を進めて頂きたく思います。 【個人C】</p> | | |

【4. 6 データの送達等を保証する仕組みについて】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|------------------------------------|------------------|
| <p>意見 100 e シール、タイムスタンプの仕組みを、それぞれ法制度として検討が完了した段階で、我が国におけるトラストサービスの進展を踏まえつつ、ユーザ企業側のニーズやユースケース等について検討できれば良い。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ e シール、タイムスタンプの仕組みを、それぞれ法制度として検討が完了した段階で、我が国におけるトラストサービスの進展を踏まえつつ、ユーザ企業側のニーズやユースケース等について検討できれば良いものと考えます。 【株式会社帝国データバンク】</p> | | |
| <p>意見 101 e シール、タイムスタンプの仕組みを、それぞれ制度として検討が完了した段階で、我が国におけるトラストサービスの進展を踏まえつつ、ユーザ企業側のニーズやユースケース等について検討できれば良い。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ e シール、タイムスタンプの仕組みを、それぞれ制度として検討が完了した段階で、我が国におけるトラストサービスの進展を踏まえつつ、ユーザ企業側のニーズやユースケース等について検討できれば良いものと考えます。 【電子認証局会議】</p> | | |

| | | |
|--|---|----------|
| <p>意見 102 日本においては電子署名だけではなく、タイムスタンプ、e シールなども公的な認証制度として同格の仕組みと運用が必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 企業同士、政府と個人、海外企業など現在のデータ流通の課題を解決した上で、本章はトラストサービスを活用、促進する為のもっとも重要なポイントであり、ワールドワイドなデータ流通基盤として実現する為にも、日本においては電子署名だけではなく、タイムスタンプ、e シールなども公的な認証制度として同格の仕組みと運用が必要と思われる。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本文書情報マネジメント協会】</p> | <p>タイムスタンプや e シールについては、それらの普及を促進するための枠組みがどうあるべきかについて、ユーザのニーズも踏まえつつ、制度化も視野に入れて検討を深めていくことが必要であると考えます。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 103 電子証明書を用いた S/MIME を一種のトラストサービスと位置づけて、政府機関や重要インフラ事業者における普及に取り組むべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 近年、高度化・複雑化するサイバー攻撃の多くが、なりすましメールに起因しています。特に、政府機関や重要インフラにおけるなりすまし対策は、喫緊の課題です。EU の e デリバリーは、一種のなりすまし対策と考えられますが、現時点では、国内における同様のトラストサービスの開始を待つ余裕はありません。</p> <p>このため、電子証明書を用いた S/MIME を一種のトラストサービスと位置づけて、政府機関や重要インフラ事業者における普及に取り組むべきではないでしょうか。</p> <p>最近の例として、九州電力株式会社における全社員への S/MIME の導入があります。このような動きを、内閣サイバーセキュリティセンター及び各府省において加速していただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>https://www.jipdec.or.jp/topics/news/20190625.html</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p> | | |

【おわりに】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|--|------------------------------------|------------------|
| <p>意見 104 ワーキンググループでは、関係省庁との連携のもと、国家として諸外国と相互運用できる具体的な整理を期待。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|--|------------------------------------|----------|
| <p>○ Society5.0は「日本発」の創造的モデルであり、少子化・高齢化、低成長、財政問題などに直面する日本が、変革によって社会の持続的発展を達成すれば、世界のロールモデルとなりえます。</p> <p>ワーキンググループにおかれましては、関係省庁との連携のもと、国家として諸外国と相互運用できる具体的な整理を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【セイコーホールディングス株式会社】</p> | | |
| <p>意見 105 電子署名法、電帳法、e文書法など、複数の法律で対応するのではなく、トラスト全体をスコープとして制度化を実現することで、GDPR のように後手を踏むことのないようにしていただきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 電子署名法、電帳法、e文書法など、複数の法律で対応するのではなく、トラスト全体をスコープとして制度化を実現することで、GDPR のように後手を踏むことのないようにしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社帝国データバンク】</p> | | |
| <p>意見 106 WG の取組に対し賛同。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ これについても、WG の成果であり、WG の取り組みに対し賛同いたします。議長国としてトラストサービスの環境整備をリードし、整備の遅れている国々(地域)への支援・協力も行わなくてはなりません。さらに、世界の国々(地域)とも相互承認を行い、DFFT のコンセプトを世界に広げるとした目標を達成するために尽力すべきだと考えます。今後の議論に大いに期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本データ通信協会】</p> | | |
| <p>意見 107 日本のトラストサービスについて、国際的な相互運用性も含めて、ユーザが安心して利用できる法制度整備がなされることを期待。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 日本のトラストサービスについて、国際的な相互運用性も含めて、ユーザが安心して利用できる法制度整備が成されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【アマノセキュアジャパン株式会社】</p> | | |
| <p>意見 108 個別の論点に掲げた取組の方向性に加え、関係省庁との連携のもと、国家として諸外国と相互運用できる具体的な整理を期待。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ Society5.0 や DFFT は、我が国ならではのコンセプトであるとの認識です。これらを真に実現し、データオリエンテッド社会を享受するには、個別の論点に掲</p> | | |

| | | |
|---|------------------------------------|----------|
| <p>げた取組の方向性に加え、11pageに記載の6つの事項を念頭に、関係省庁との連携のもと、国家として諸外国と相互運用できる具体的な整理を期待します。 【セイコーソリューションズ株式会社】</p> | | |
| <p>意見 109 報告書を今後の国際間での認識合わせや相互承認実現に向けた協議等の際に参照・活用できる様最終報告に向けて英語化を検討いただきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ トラストサービスに関する現状と課題がコンパクトにわかりやすく整理されていると思います。民間の企業・消費者が、この報告書を今後の国際間での認識合わせや相互承認実現に向けた協議等の際に参照・活用できる様最終報告に向けて英語化をご検討いただきたく思います。 【GMO グローバルサイン株式会社】</p> | | |
| <p>意見 110 トラストサービスが広く国民に浸透し活用されるには、トラストサービス全体が一括した制度として整備されることが適当。一方、一括整備には相当の時間を要するものと予測され、可能なサービスから個別に制度化を進めることにより早期実現を目指し、将来的に一括した制度へと統合する方法も考えられる。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ トラストサービスが広く国民に浸透し活用されるには、トラストサービス全体が一括した制度として整備されることが適当であると考えます。 一方で、一括整備には相当の時間を要するものと予測されますので、可能なサービスから個別に制度化を進めることにより早期実現を目指し、将来的に一括した制度へと統合する方法も考えられます。 制度化を実現することで、国際ルールの策定において、日本が主導的な役割を果たせるものと思料します。 【電子認証局会議】</p> | | |
| <p>意見 111 日本はトラストサービスの環境整備をリードし、整備の遅れている国々(地域)への支援・協力も行うべき。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 日本は今回の G20 の議長国としてトラストサービスの環境整備をリードし、整備の遅れている国々(地域)への支援・協力も行うべきと考えます。さらに、世界の国々(地域)とも相互認証を行い、DFFT のコンセプトを世界に広げるとした目標を達成するために尽力すべきです。そのためにも WG での建設的な議論に期待いたします。 【トラストサービス推進フォーラム】</p> | | |

| | | |
|---|------------------------------------|----------|
| <p>意見 112 我が国にふさわしいデジタル社会の盤石な基盤が整備されることを期待</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>前述したとおりグローバル化の進むなか、他国の仕組みに制約を受けコントロールされることは本意ではありません。一刻も早く、我が国にふさわしいデジタル社会の盤石な基盤が整備されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機株式会社】</p> | | |
| <p>意見 113 具体的な行政手続等において、電子申請等に関する実証事業を行い、官民における信頼感の醸成を図ってはどうか。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 民間における書面の作成から保存までの一貫した電子化が重要であることは言うまでもありませんが、まずは、デジタル手続法に基づき、各府省、独立行政法人及びそれらに準ずる機関が、デジタル化を進める上で自ら率先してトラストサービスの活用を図ることが求められていると考えます。</p> <p>勿論、各行政手続等において、リスクアセスメントを行った上で、適切なトラストサービスを選択することが不可欠です。</p> <p>本ワーキンググループの検討結果を発展させるため、例えば、具体的な行政手続等において、リモート署名、e シール等を用いた電子申請等に関する実証事業を行い、官民における信頼感の醸成を図ってはどうか。</p> <p>いずれにいたしましても、政府全体としてトラストサービスの普及に取り組むべきことに対する決意を示して頂ければ幸甚です。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)】</p> | | |
| <p>意見 114 検討事項すべてに対して、技術基準を定め、この基準を満たすことで法制度面でも守られるという安心感、つまりデジタルな世界でのトラストが必要。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 法による安定化に関する検討の追加</p> <p>デジタル・ガバメント実行計画によって政府主導でデジタル化を推進しているなか、デジタル化を進めるためには、まず、デジタル化に伴う不安をなくし、安心して利用できる環境が求められている。そのためには、本検討事項すべてに対して、技術基準を定め、この基準を満たすことで法制度面でも守られるという安心感、つまりデジタルな世界でのトラストが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社コスモス・コーポレイション/株式会社 SmartHR/freee 株式会社】</p> | | |

【その他】

| 意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|--|---|------------------|
| <p>意見 115 トラストサービスと言う概念がない。</p> <p>○ 「総務省サイバーセキュリティ統括官室」が提唱している内容では、トラストサービスにおける対策の事と思いますが、私には意味の理解が出来ないです。例えばですが、総務省側に、トラストサービスと言う概念の目的が無い状態なので、私には意味不明です。具体的には、トラストとは、信用の事で、サービスとは、奉仕の事と、私は考えます。要約すると、トラストサービスとは、サイバーセキュリティ対策を施せば良いので、「だから何？ (So What?)」と言いたいです。要するに、総務省が提唱している内容でのトラストサービスとは、漠然とした内容なので、反論の余地が無く、私には意味の理解が出来ないです。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p> | <p>本検討会で扱うトラストサービスは、「ネット利用者の本人確認やデータの改ざん防止等の仕組み」と位置づけております。</p> | <p>無</p> |
| <p>意見 116 トラストサービスのワーキンググループの活動は、時宜をとらえたもので、国際競争力を考えれば早急にできることを制度化して進めていただけることを期待。</p> <p>○ 今後の社会でデジタル革命が進展することは周知のことと思われま。その中でペーパーレスは、社会の効率化のための重要課題です。ペーパーレス化を進めるには、電子データの取扱いがその主体ですが、具体的には電子化は、中々普及していかないのが実情です。</p> <p>その現状を確認し、問題点、課題を洗い出して、今後の方針を検討している「トラストサービスのワーキンググループ」の活動は、時宜をとらえたもので、国際競争力を考えれば早急にできることを制度化して進めていただけることを期待します。</p> <p>実態として、タイムスタンプを経費伝票に適用する場合、スキヤニングの要件などは緩和されてきていますが、その導入手続きは煩雑であって、手続きの一層の簡便化を行って、容易に導入し、活用できる社会環境、制度的充実を図っていただくことを期待します。民間団体の認証ではなく、法的位置づけを明確にして、国際社会に通用する制度にしていきたいと思ひます。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。また、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |

| | | |
|---|------------------------------------|----------|
| <p>長期保存文書にタイムスタンプを用いた長期署名の枠組みや、契約書、申請書など書類の電子保存、原本破棄の仕組み、枠組みを法的に整備することは、これからのデジタル社会を進めるうえで、最重要課題です。</p> <p>同時に、監査法人が義務付けている“原本での監査”も、社会の進歩に伴い、法的整備の中で改善していただきたい項目です。</p> <p>2023年に始まるインボイス制度において、電子インボイスに係る実務的手続きなど見えない点も多く、e-シールの導入や法整備を併せて早急に制度が確立されることを期待しております。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p> | | |
| <p>意見 117 インターネットの活用において、本人確認は重要な要素であり、電子署名の活用が有効。トラストサービス検討ワーキンググループで検討されている内容をぜひ推進していただきたい。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 日本での電子化はEUなどの諸外国とくらべ遅れていると感じます。ただし、インターネットの活用においては本人確認は重要な要素であり、電子署名の活用が有効であると考えます。ただし、制度や基盤の整備が充分とは言えず、普及があまり進んでいない要因の一つと考えますので、トラストサービス検討ワーキンググループで検討されている内容をぜひ推進していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p> | | |
| <p>意見 118 トラストサービスについて、国民目線からすると、理解、普及の部分が弱い。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 中間取りまとめ（案）、拝読いたしました。</p> <p>トラストサービスが重要であり、データを安心・安全に自由に活用できる社会的基盤が構築されることは期待しますが、国民目線からすると、本中間取りまとめ（案）では理解、普及の部分が弱いように感じました。</p> <p>”トラストサービス”という言葉そのものが耳慣れない人の方が圧倒的多数と思われる。</p> <p>第1章が”トラストサービスとは”でありながら、”トラストサービスが必要となる”と書かれており、トラストサービスとは、に関する説明がもう少し欲しかったです（例えば〇〇の場面で××を防ぐなど）。</p> <p>トラストサービスは今後デジタル化が進む中で非常に重要と思われます。現時点ではメディアでの取扱われ方も弱く、中身そのものが大事なことはもちろんです</p> | | |

| | | |
|---|---|----------|
| <p>が、理解、普及に関するところも踏み込んで考えていって頂きたいと思いました。 【個人E】</p> | | |
| <p>意見 119 悪意を持ったトラストプロバイダを認証することが無いように仕組みを作っていたきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 悪意を持ったトラストプロバイダを認証することが無いように仕組みを作っていたきたいです。 【個人F】</p> | | |
| <p>意見 120 本件の意見募集期間を30日未満とした理由等。</p> | <p>・行政手続法に基づく手続ではなく、任意の意見募集であるため、30日未満としております。</p> | <p>有</p> |
| <p>○ ・本件の意見募集期間を30日未満としたのは、なぜですか？ ・7ページの注釈の「ENISA」は何を指しているのですか？ ・13ページの14行目「平成27年」は「2015年」のほうがよいと思います。 ・13ページの16行目「JT2A」は初出の8行目で略称を定義したほうがよいと思います。 ・17ページの19行目の「CA／」に見え消し線が引かれているのは、何を意味しているのですか？ ・18ページの8行目「275億個、」は「275億個であり、」のほうがよいと思います。 ・19ページの脚注の「平成30年」は「平成30年(2018年)」のほうがよいと思います。 ・23ページの14行目「欧州」は「EU」の誤記では？ ・23ページの14行目「GDPR」は何を意味しているのですか？ ・20ページの図5の「平成28年」は「平成28年(2016年)」のほうがよいと思います。 【個人G】</p> | <p>・7ページ脚注のENISAは、「欧州ネットワーク・情報セキュリティ庁(European Network and Information Security Agency)」の略称です。その旨を追記いたします。 ・13ページ14行目のご指摘の箇所については、電子署名法研究会のウェブサイトにて開催日程を平成で表記しているため、原案のままとさせていただきます。 ・13ページ16行目のご指摘の箇所については、ご指摘を踏まえ修正いたします。 ・17ページ19行目のご指摘の箇所については、当該組織の正式名称がCA/Browser Forumであり、こちらを日本語に直訳した形となります。 ・18ページ8行目のご指摘の箇所については、文意は変わらないと思われるため、原案のままとさせていただきます。 ・19ページの脚注のご指摘の箇所につ</p> | |

| | | |
|---|---|----------|
| | <p>いては、ご指摘を踏まえ修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23 ページ 14 行目のご指摘の箇所については、EU との趣旨で、欧州と記載したものです。 ・23 ページ 14 行目の GDPR は、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）の略称です。その旨を追記いたします。 ・20 ページの図5のご指摘の箇所については、ご指摘を踏まえ修正いたします。 | |
| <p>意見 121 法人が行う契約、商取引において、自然人でなく組織を対象として認証する電子署名やeシールのような仕組みの法制化を急ぎ実現・要望する。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 法人が行う契約、商取引において、自然人でなく組織を対象として認証する電子署名やeシールのような仕組みの法制化を急ぎ実現要望いたします。さらにその仕組みと従来の電子署名法や建業法、宅建法など関連各業法における解釈を明確に施行規則等で提示いただくことで、民間企業の法務部門が導入検討部門に余計な法令確認をさせるようなことのないよう、各企業がスピード感を持って契約や申請の電子化の推進ができるご支援をいただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人H】</p> | | |
| <p>意見 122 パソコンに非接触通信機能を付加するなど、利用者に追加負担の生じない方法による電子署名を検討していただきたい。eシールの添付自体が簡易的にできるよう、PDFのreaderのように無償で利用できるなどの制度設計をしていただきたい。タイムスタンプを押すためにスキャンが必要であり、スキャン作業に費用がかかるため、その費用負担への手当てを行っていただきたい。eデリバリーの議論の中で、その個人が生存しているか物理的に確認ができることや不要な通知（ex 迷惑メール）が届かないような仕組みを検討していただきたい。</p> | <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p> | <p>無</p> |
| <p>○ 電子署名について 確定申告を行わない会社員などは、マイナンバーカードを使用する電子署名を</p> | | |

行うためのカードのリーダーを保有していないことが多く、カードリーダーの購入自体が電子署名を妨げている可能性があります。

パソコンに非接触通信機能を付加するなど、利用者に追加負担の生じない方法による電子署名を検討していただきたい。

e シールについて

請求書の電子化が実現できる方法と思われませんが、e シールの添付自体が簡易的にできるよう、PDF の reader のように無償で利用できるなどの制度設計をしていただきたい。

タイムスタンプについて

文書の電子保存を認めても、残っている紙の文書については、タイムスタンプを押すためにスキャンが必要で、スキャン作業に費用がかかるため、その費用負担への手当てを行っていただきたい。

e デリバリーについて

個人向けの通知については、電子通知の方法は色々利用できるようになりましたが、通知の正当性よりは、その個人が生存しているか物理的に確認ができることや、不要な通知（ex 迷惑メール）が届かないことのほうが解決が優先されるものと考えます。

e デリバリーの議論の中で、上記の課題解決につながりうる仕組みを検討していただきたい。

【個人 I】